

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成22年3月25日提出
【計算期間】	第9特定期間（自 平成21年7月7日 至 平成22年1月5日）
【ファンド名】	米欧 ハイ・インカムオープン (以下「ファンド」といいます。なお、名称に(毎月分配型)と付記する場合があります。)
【発行者名】	野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	執行役社長 吉 川 淳
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目12番 1 号
【事務連絡者氏名】	松井 秀仁
【連絡場所】	東京都中央区日本橋一丁目12番 1 号
【電話番号】	03-3241-9511
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

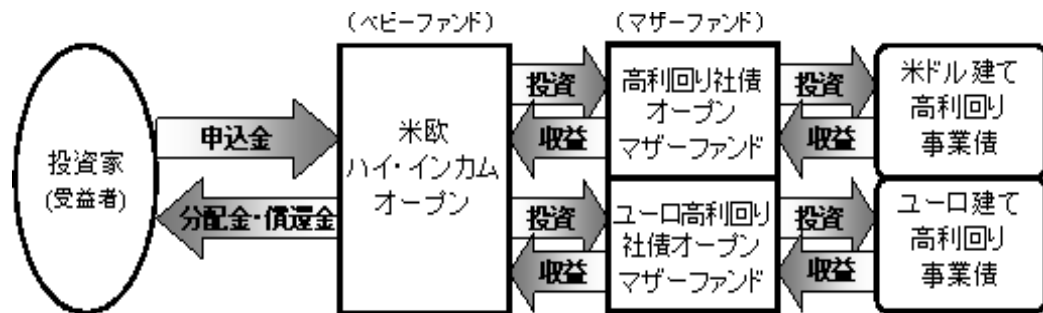
- ◆米ドル建ておよびユーロ建ての高利回り事業債を実質的な主要投資対象^{※1}とし、高水準のインカムゲインの確保と信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。
- ◆米ドル建資産およびユーロ建資産への配分は50%:50%程度を基本とします。
- ◆実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ◆毎月決算^{※2}を行ない、原則として安定分配を行ないます。

※1 ファンドは、「高利回り社債オープン マザーファンド」および「ユーロ高利回り社債オープン マザーファンド」を親投資信託（「マザーファンド」といいます。）とするファミリーファンド方式で運用します。「実質的な主要投資対象」とは、マザーファンドを通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

※2 決算日は、原則として毎月5日（休業日の場合は翌営業日）とします。

《ファミリーファンド方式について》

ファンドは「高利回り社債オープン マザーファンド」および「ユーロ高利回り社債オープン マザーファンド」を親投資信託（マザーファンド）とするファミリーファンド方式で運用します。ファミリーファンド方式とは、投資家の皆様が投資した資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、実質的な運用を行なうしくみをいいます。



※マザーファンドの運用の方針等については、『第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針（参考）各マザーファンドの概要』をご参照ください。

※「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されます。

※ファンドは、マザーファンドのほかに、公社債等に直接投資する場合があります。

受益権の信託金限度額は、5,000億円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。
 なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に網掛け表示しております。

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
		債券
	海外	不動産投信
追加型	内外	その他資産 ()
		資産複合

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
--------	------	--------	------	-------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
	年2回			
	年4回	日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	北米	ファミリー ファンド	あり ()
	年12回 (毎月)	欧州		
		アジア		
不動産投信	日々	オセアニア		
その他資産 (投資信託証券 (債券・社債 低格付債))	その他 ()	中南米	ファンド・オブ ・ ファンズ	なし
		アフリカ		
資産複合 ()		中近東 (中東)		
資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券）とが異なります。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

《社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》 <http://www.toushin.or.jp/>

◆社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。（平成21年9月16日現在）

<商品分類表定義>

[単位型投信・追加型投信の区分]

(1)単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。

(2)追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

〔投資対象地域による区分〕

(1)国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(2)海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(3)内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

〔投資対象資産(収益の源泉)による区分〕

(1)株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(2)債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(3)不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(4)その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な組入資産そのものの名称記載も可とする。

(5)資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

〔独立した区分〕

(1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。

(2)MRP(マネー・リザーブ・ファンド)…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRPをいう。

(3)ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

〔補足分類〕

(1)インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。

(2)特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外的小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

＜属性区分表定義＞

〔投資対象資産による属性区分〕

株式

(1)一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。

(2)大型株…目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(3)中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

債券

(1)一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。

(2)公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。

(3)社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

(4)その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

(5)格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産…組入れている資産を記載するものとする。

資産複合…以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- (1)資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- (2)資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

〔決算頻度による属性区分〕

- (1)年1回…目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2)年2回…目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3)年4回…目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4)年6回(隔月)…目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5)年12回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- (6)日々…目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7)その他…上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

〔投資対象地域による属性区分(重複使用可能)〕

- (1)グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2)日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5)アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6)オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7)中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8)アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9)中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10)エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

〔投資形態による属性区分〕

- (1)ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2)ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

〔為替ヘッジによる属性区分〕

- (1)為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2)為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

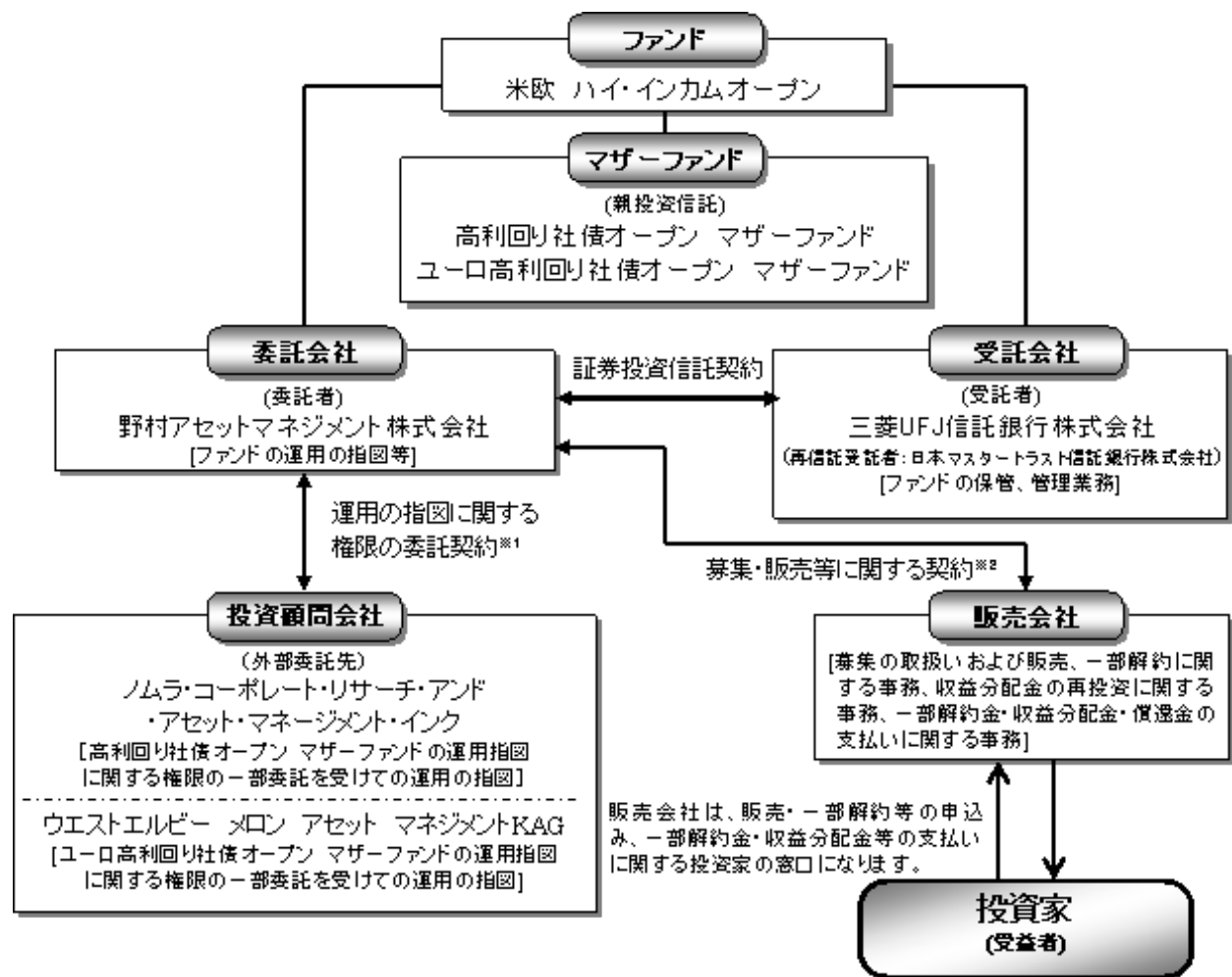
〔インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分〕

- (1)日経225
- (2)TOPIX
- (3)その他の指数…前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

【特殊型】

- (1)ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3)ロング・ショート型／絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4)その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

(2)【ファンドの仕組み】



※1 「運用指図に関する権限の委託契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から更新しない旨を書面によって通知がない限り、1年毎に自動的に更新されるものとします。但し、当該契約はファンドの償還日に終了するものとします。

※2 「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

委託会社の概況

■委託会社■

・名称

野村アセットマネジメント株式会社

・本店の所在の場所

東京都中央区日本橋一丁目12番1号

・資本金の額

平成22年2月末現在、17,180百万円

・会社の沿革

昭和34年(1959年)12月1日 野村證券投資信託委託株式会社として設立

平成9年(1997年)10月1日 投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセ
ット・マネジメント投信株式会社に商号を変更

平成12年(2000年)11月1日 野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

平成15年(2003年)6月27日 委員会等設置会社へ移行

・大株主の状況(平成22年2月末現在)

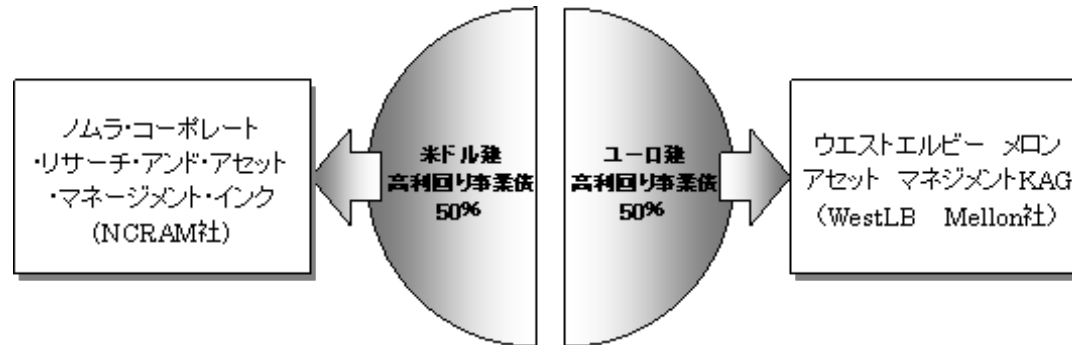
名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	5,150,693株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

[1]米ドル建ておよびユーロ建ての高利回り事業債を実質的な主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

[2]米ドル建資産およびユーロ建資産への配分は50%：50%程度を基本とし、主として、米ドル建資産はNCRAM社が、ユーロ建資産はWestLB Mellon社が運用します。



[3]米ドル建ての高利回り事業債への投資にあたっては、投資対象の徹底したクレジット分析と分散投資により、ポートフォリオ全体のリスクの低減を目指します。

◆「高利回り社債オープン マザーファンド」への投資を通じて、主として米ドル建ての高利回り事業債に投資し、中長期的に、高水準のインカムゲインの確保に加え、キャピタルゲインの獲得を目指します。

なお、米ドル建て以外の高利回り事業債に投資する場合があります。

◆投資する高利回り事業債は主としてBB格相当以下の格付が付与されているもの(格付がない場合は同等の信用度を有すると判断されるものを含みます。)とします。

◆高利回り事業債への投資にあたっては、投資対象の徹底したクレジット分析を行なうことにより、信用リスクのコントロールを行ないます。

◆ポートフォリオによる分散投資によりリスクの低減を図ることを基本とします。

◆同一発行体の発行する高利回り事業債への投資割合は、原則としてマザーファンドの純資産総額の10%^{※1}以内とします。

※1 当「米欧 ハイ・インカムオープン」での実質投資割合は5%程度となります。

◆投資対象を40業種に分類し、1業種あたりの投資割合は、原則としてマザーファンドの純資産総額の25%^{※2}以内とします。

※2 当「米欧 ハイ・インカムオープン」での実質投資割合は12.5%程度となります。

◆マザーファンドにおいて、外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

[4] ユーロ建ての高利回り事業債への投資にあたっては、投資対象の調査、クレジット分析をベースに、分散投資にも一定の配慮を行なうことで、リスクの低減を図りつつ、付加価値の獲得を目指します。

◆「ユーロ高利回り社債オープン マザーファンド」への投資を通じて、主としてユーロ建ての高利回り事業債に投資し、高水準のインカムゲインの確保に加え、キャピタルゲインの獲得を目指します。

なお、ユーロ建て以外の高利回り事業債に投資する場合があります。

◆投資する高利回り事業債は主としてBB格相当以下の格付が付与されているもの(格付がない場合は同等の信用度を有すると判断されるものを含みます。)とします。

◆高利回り事業債への投資にあたっては、主としてボトムアップアプローチに基づき、企業のファンダメンタル調査・クレジット分析ならびに計量的手法を活用したポートフォリオ構築を行なうことにより付加価値の獲得を図ります。

◆業種分散、発行体分散に一定の配慮を行ない分散ポートフォリオを構築することで、リスクの低減を目指します。

◆同一発行体の発行する高利回り事業債への投資割合は、原則としてマザーファンドの純資産総額の10%[※]以内とします。

※ 当「米欧 ハイ・インカムオープン」での実質投資割合は5%程度となります。

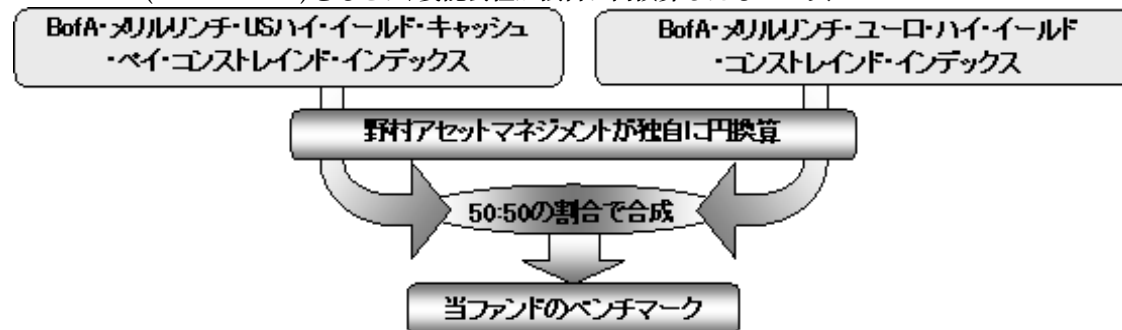
◆マザーファンドにおける外貨建資産のうち、ユーロ建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。ユーロ建て以外の外貨建資産については、当該資産をユーロに為替ヘッジを行なうことと同等の効果が得られる為替予約を行なうことを基本とします。

[5]実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

[6]BofA・メリルリンチ・USハイ・イールド・キャッシュ・ペイ・コンストレインド・インデックス(円換算ベース)^{※1}およびBofA・メリルリンチ・ユーロ・ハイ・イールド・コンストレインド・インデックス(円換算ベース)^{※2}を50%：50%の比率で委託会社が独自に合成した指数をベンチマークとします。

※1 「BofA・メリルリンチ・USハイ・イールド・キャッシュ・ペイ・コンストレインド・インデックス(円換算ベース)」は、BofA Merrill Lynch US High Yield, Cash Pay, Constrained Index(US\$ベース)をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。

※2 「BofA・メリルリンチ・ユーロ・ハイ・イールド・コンストレインド・インデックス(円換算ベース)」は、BofA Merrill Lynch Euro High Yield Constrained Index(ユーロベース)をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。



野村アセットマネジメントは、バンクオブアメリカ・メリルリンチより、当ファンドのベンチマークの算出にあたって上記の指数を用いることを許諾されております。

◆ベンチマークは米国および欧州の債券市場の構造変化等によっては今後見直す場合があります。

[7]ノムラ・コーポレート・リサーチ・アンド・アセット・マネージメント・インク(NCRAM社)に、米ドル建ての高利回り事業債の運用の指図に関する権限の一部を委託します。

◆「高利回り社債オープン マザーファンド」の運用にあたっては、「ノムラ・コーポレート・リサーチ・アンド・アセット・マネージメント・インク」(NOMURA CORPORATE RESEARCH AND ASSET MANAGEMENT INC.)に運用の指図に関する権限の一部を委託し、運用の効率化に努めます。

- ◆委託する範囲 : 海外の公社債等(含む短期金融商品)の運用
- ◆委託先名称 : NOMURA CORPORATE RESEARCH AND ASSET MANAGEMENT INC.
(ノムラ・コーポレート・リサーチ・アンド・アセット・マネージメント・インク)
- ◆委託先所在地 : 米国 ニューヨーク州 ニューヨーク市
- ◆委託に係る費用 : 「高利回り社債オープン マザーファンド」を投資対象とする証券投資信託の委託者が受ける報酬から支払うものとし、その報酬額は、当該マザーファンドの信託財産の平均純資産総額(月末純資産総額の平均値)に、年0.57%の率を乗じて得た額とします。

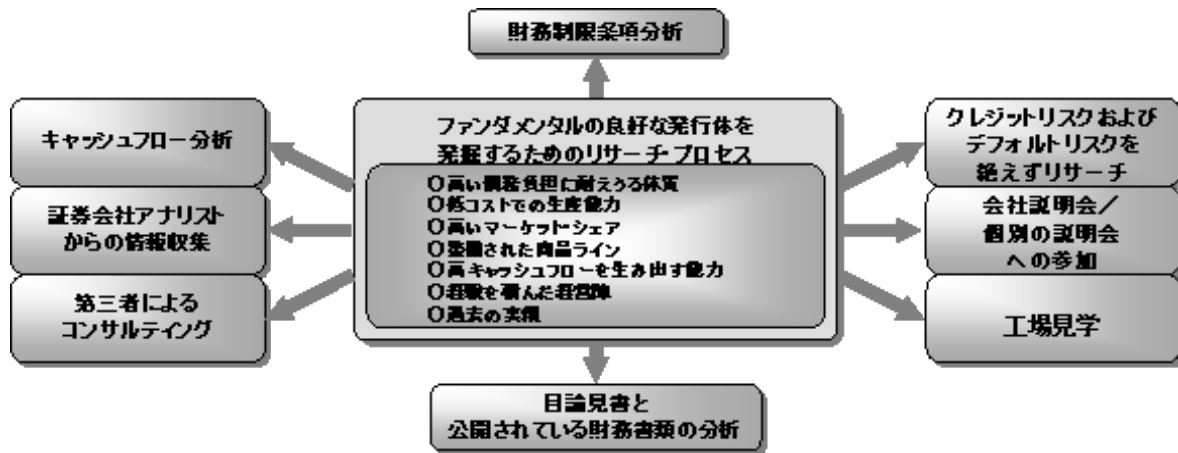
※運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更する場合があります。

■(参考)NCRAM社について■

- ◆Nomura Corporate Research and Asset Management Inc.(ノムラ・コーポレート・リサーチ・アンド・アセット・マネージメント・インク：NCRAM社)は、1991年3月に設立された米国に登録されている野村グループの投資顧問会社であり、米国公社債やエマージング・マーケット債で構成されるポートフォリオの運用を行なっています。
- ◆NCRAM社は、クレジットリスクを有する債券の運用において充実した体制を整えています。
- ◆NCRAM社はファンダメンタルズの良い企業を発掘するために、リサーチ中心のボトム・アップ・アプローチを採用しています。
- ◆デフォルトによる損失を最小限に抑えることを目的にクレジット・リスク管理を徹底し、保守的なポートフォリオ運用を行なっています。

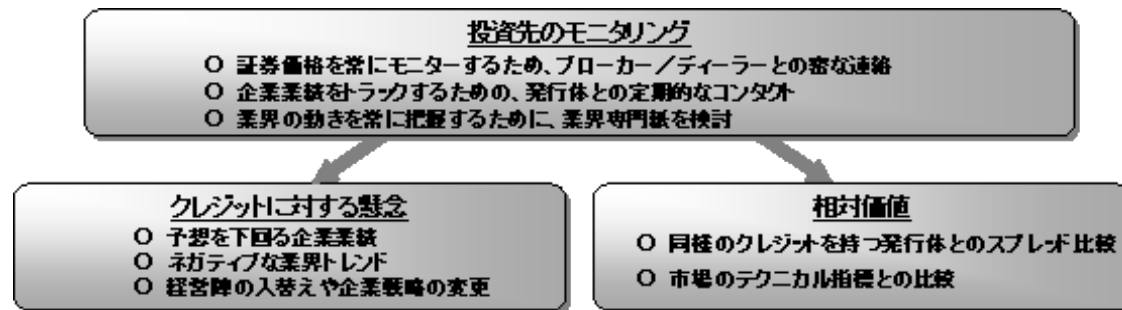
■NCRAM社のリサーチプロセス■

◆NCRAM社の信用分析は、企業の業務内容とキャッシュフローを生み出す能力に焦点を当てています。



■投資先のモニタリングと規律ある売却■

◆投資先は継続的にモニターされ、状況に応じてポートフォリオを修正します。



[8] ウエストエルビー メロン アセット マネジメントKAG (WestLB Mellon社) に、ユーロ建ての高利回り事業債を中心とした海外の公社債等(含む金融商品)の運用の指図に関する権限の一部を委託します。

◆「ユーロ高利回り社債オープン マザーファンド」の運用にあたっては、「ウエストエルビー メロン アセット マネジメントKAG」(WestLB Mellon Asset Management Kapitalanlagegesellschaft mbH)に運用の指図に関する権限の一部を委託し、運用

の効率化に努めます。

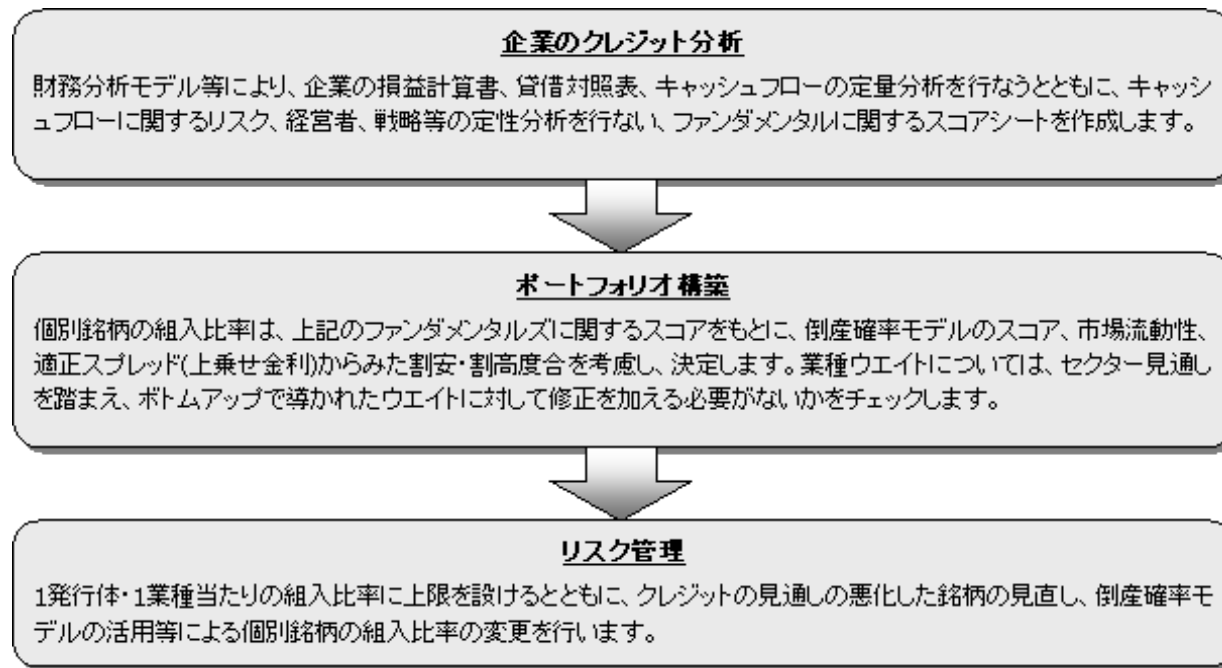
- ◆ 委託する範囲 : 海外の公社債等(含む金融商品)の運用
- ◆ 委託先名称 : WestLB Mellon Asset Management Kapitalanlagegesellschaft mbH
(ウエストエルビー メロン アセット マネジメントKAG)
- ◆ 委託先所在地 : 独国デュッセルドルフ市
- ◆ 委託に係る費用 : 「ユーロ高利回り社債オープン マザーファンド」を投資対象とする証券投資信託の委託者が受ける報酬から支払うものとし、その報酬額は、当該マザーファンドの日々の平均純資産総額に応じて、以下の率を乗じて得た金額とします。

マザーファンドの平均純資産総額	率
35億円以下の部分	年0.55%
35億円超の部分	年0.45%

※運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更する場合があります。

■(参考)WestLB Mellon社について■

- ◆WestLB Mellon社は、ドイツの北ライン・ウエストファリア州に起源をもつ欧州の金融グループWestLBと米国の金融グループThe Bank of New York Mellon Corporationの合弁会社を持株会社とする資産運用会社です。同社は欧州のハイ・イールド・ボンド運用においても充実した運用体制を有しています。
- ◆WestLB Mellon社は、発行体のファンダメンタルズ(基礎的諸要因)に着目したボトムアップ・アプローチをベースとした運用を行なっています。
- ◆WestLB Mellon社は、企業のクレジット分析やポートフォリオの構築に、独自の財務分析モデルや倒産確率モデルなどの定量分析ツールを積極的に活用しています。
- ◆銘柄別や業種別分散やクレジットの見通しの悪化した銘柄の規律ある見直し等によるクレジット・リスクの管理を行なっています。



資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

米ドル建ておよびユーロ建てのハイ・イールド・ボンド(高利回り事業債)を実質的な主要投資対象とします。

ファンドは、親投資信託である「高利回り社債オープン マザーファンド」および「ユーロ高利回り社債オープン マザーファンド」受益証券を主要投資対象とします。なお、公社債等に直接投資する場合があります。

■各マザーファンドの主要投資対象■

[高利回り社債オープン マザーファンド]

米ドル建ての高利回り事業債を主要投資対象とします。

[ユーロ高利回り社債オープン マザーファンド]

ユーロ建ての高利回り事業債を主要投資対象とします。

なお、デリバティブの使用は、ヘッジ目的に限定しません。

※高利回り事業債とは…

債券などの格付機関(スタンダード・アンド・プアーズ社(S&P社)、ムーディーズ社など)によって格付される債券の信用度でBB格以下に格付されている事業債をいいます。

格付とは、債券などの元本および利息が償還まで当初契約の定めどおり返済される確実性の程度を評価したものをいいます。

信用度の低い格付をもつ債券ほど、元本および利息が償還まで定めどおりに返済される確実性が低く(信用リスクが大きく)なります。

信用度	S&P社の場合	ムーディーズ社の場合
高い ↑	AAA	Aaa
	AA	Aa
	A	A
	BBB	Baa
	BB	Ba
	B	B
	CCC	Caa
	CC	Ca
	C	C
低い ↓	D	

高利回り事業債

※1つの格付内に等級を設けるため、付加的な記号が用いられることがあります。たとえば、BBB格における平均以上あるいは平均以下の格付を表すために、S&P社ではBBB+、BBB-のように、ムーディーズ社ではBaa1、Baa3のように表記しています。

①投資の対象とする資産の種類(約款第20条)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1.次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下

同じ。)

イ.有価証券

ロ.デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、下記「(5)投資制限 ⑤および⑥」に定めるものに限ります。）

に係る権利

ハ.約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ.金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2.次に掲げる特定資産以外の資産

イ.為替手形

ロ.次に掲げるものをすべてみたす資産

- ・リミテッド・パートナーシップ、リミテッド・ライアビリティー・カンパニー、またはこれらと類似するものに対する出資持分を表象するもの、もしくは、トラストまたはこれと類似するものから利益を受ける権利を表象するもの
- ・流動性に考慮し、時価の取得が可能なもの
- ・前号に掲げるものまたは本号イに掲げるものに該当しないもの

②有価証券の指図範囲(約款第21条第1項)

委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である高利回り社債オープン マザーファンドおよびユーロ高利回り社債オープン マザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1.国債証券

2.地方債証券

3.特別の法律により法人の発行する債券

4.社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を含みます。)

5.特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

6.投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

7. 転換社債の転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債[※]の新株予約権に限ります。)の行使により取得した株券

※転換社債型新株予約権付社債とは、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）をいいます。

8. コマーシャル・ペーパー

9. 外国の者の発行する証券または証書で、第4号の証券または証書もしくは株券または新株引受権証書の性質を有するプリファランス シェアーズおよびこれらに類するもの

10. 前号以外の外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第8号の証券または証書の性質を有するもの

11. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

12. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

13. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

14. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

15. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

16. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

17. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

18. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第7号の証券または証書、第9号の証券または証書のうち株券または新株引受権証書の性質を有するものおよび第10号の証券または証書のうち第7号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第1号から第6号までの証券、第9号の証券または証書のうち第4号の証券または証書の性質を有するものおよび第10号の証券のうち第1号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第11号および第12号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③金融商品の指図範囲(約款第21条第2項)

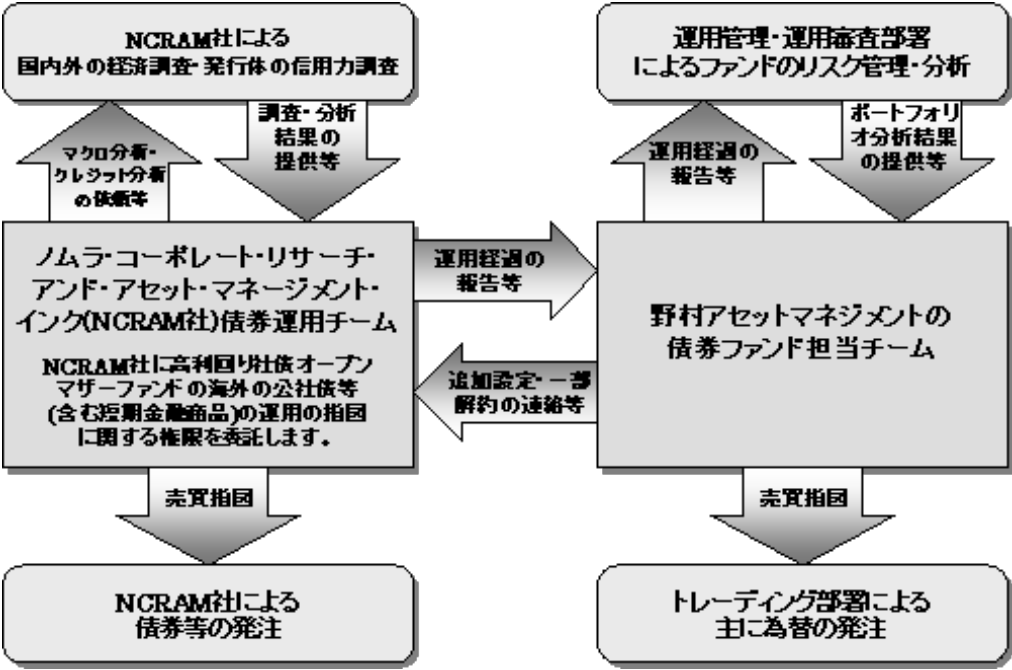
委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1.預金**2.指定金銭信託（上記「(2)投資対象 ②有価証券の指図範囲」に掲げるものを除く。）****3.コール・ローン****4.手形割引市場において売買される手形****5.貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの****5の2.外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの****6.日本の会社に類似した性質を有しない外国の者が発行する債務証券または証書（「②有価証券の指図範囲」に定める証券または証書を除きます。）****7.流動性のあるプリファランス シェアーズおよびこれらに類するもの（「②有価証券の指図範囲」の第9号に定める証券または証書を除きます。なお、「②有価証券の指図範囲」の第9号に定める証券または証書を含め、「優先証券」といいます。）****④その他の投資対象****1.先物取引等****2.スワップ取引**

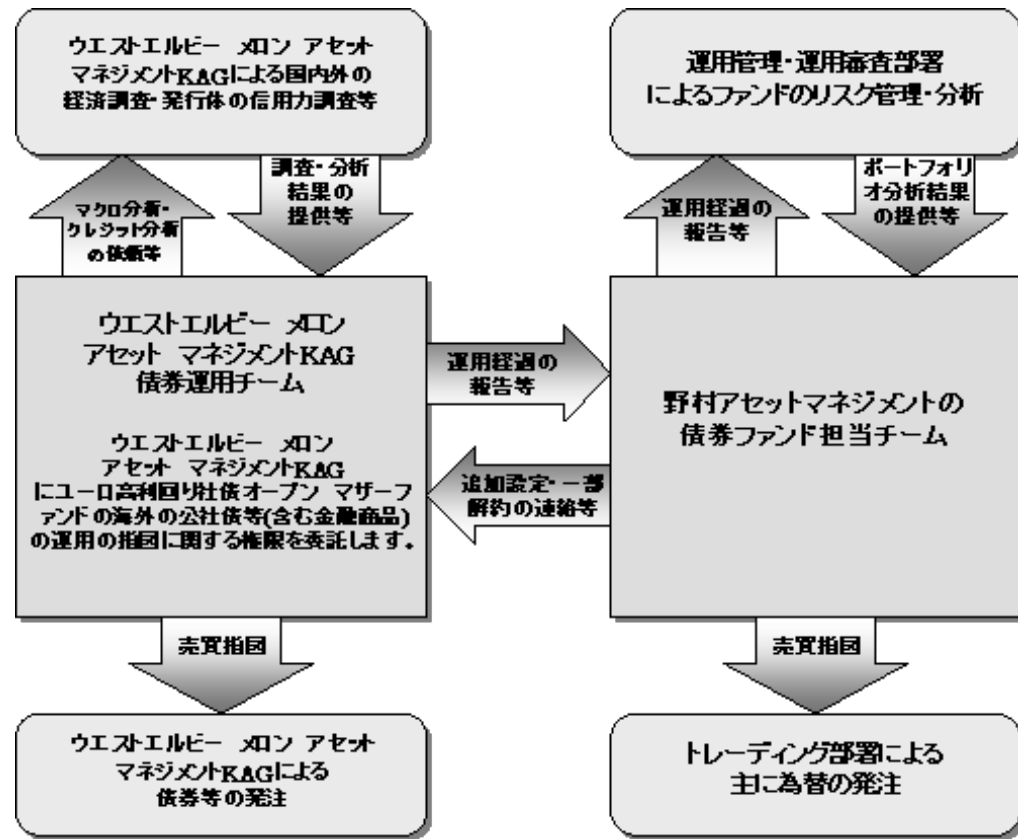
(3)【運用体制】

ファンドの運用体制は以下の通りです。

■米ドル建て高利回り事業債の運用体制■



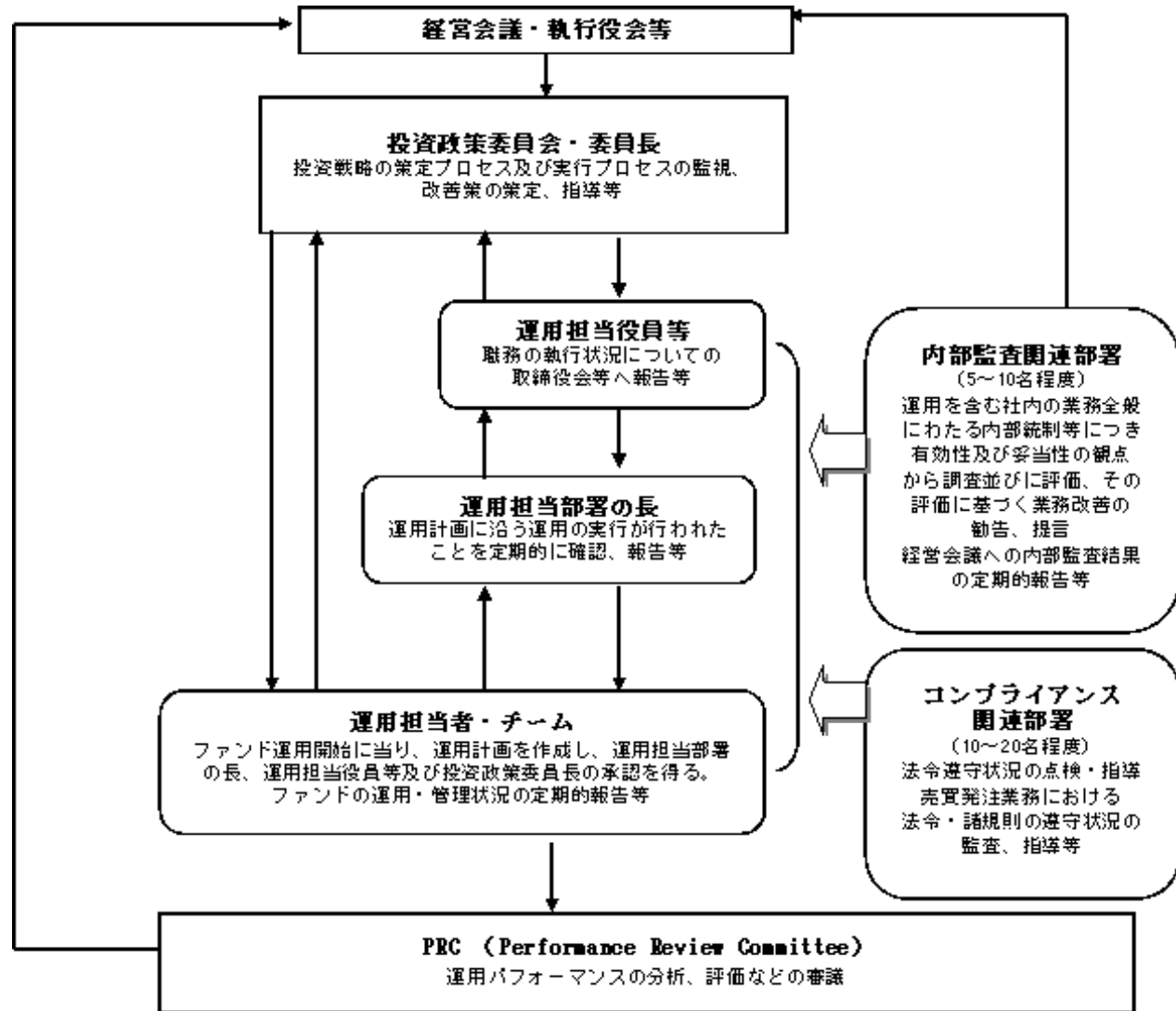
■ユーロ建て高利回り事業債の運用体制■



※運用体制はマザーファンドを含め記載されております。

当社は、ファンドの運用に関する社内規程として、投資信託業務に係るファンドマネージャー規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。



《委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等》

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、SAS70（受託業務にかかわる内部統制について評価する監査人の業務に関する基準）に基づく受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを、委託会社で確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に委託会社の商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は平成22年3月25日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

毎月の毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ①分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ②収益分配金額は、上記①の範囲内で委託者が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心に安定分配を行ないます。ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。
- ③留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

※利子・配当等収益とは、配当金、利子、貸付有価証券に係る品賃料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

※売買益とは、売買損益に評価損益を加減した利益金額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

※毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

◆ファンドの決算日

原則として毎月5日(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。

◆分配金のお支払い

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5)【投資制限】

①株式への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

株式への投資は、優先証券のうち株券または新株引受権証書の性質を有するものまたは転換社債を転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、)を行使したものに限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の30%以内とします。

②外貨建資産への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

③デリバティブの使用(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

④投資信託証券への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑤先物取引等の運用指図(約款第26条)

- (i)委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)
- (ii)委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。
- (iii)委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

⑥スワップ取引の運用指図・目的・範囲(約款第27条)

- (i)委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。
- (ii)スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (iii)スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (iv)委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑦投資する株式の範囲(約款第24条)

- (i)委託者が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。
- (ii)上記(i)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

⑧同一銘柄の株式への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑨同一銘柄の転換社債等への投資割合(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑩有価証券の貸付の指図および範囲(約款第29条)

- (i)委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1.株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

2.公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

(ii)上記(i)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(iii)委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

⑪公社債の借入れ(約款第30条)

(i)委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

(ii)上記(i)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(iii)信託財産の一部解約等の事由により、上記(ii)の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(iv)上記(i)の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

⑫特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(約款第31条)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑬外国為替予約取引の指図(運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限)

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

⑭資金の借入れ(約款第40条)

(i)委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の

手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

- (ii)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- (iii)収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (iv)借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(参考)各マザーファンドの概要

「高利回り社債オープン マザーファンド」

運 用 の 基 本 方 針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1.基本方針

この投資信託は、中長期的に、高水準のインカムゲインの確保と信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。

2.運用方法

(1)投資対象

米国ドル建ての高利回り事業債(以下「ハイ・イールド・ボンド」といいます。)を主要投資対象とします。なお、米国ドル建て以外のハイ・イールド・ボンドに投資する場合があります。

(2)投資態度

- ①主として米国ドル建てのハイ・イールド・ボンドに投資し、中長期的に、高水準のインカムゲインの確保に加え、キャピタルゲインの獲得を目指します。なお、米国ドル建て以外のハイ・イールド・ボンドに投資する場合があります。
- ②投資するハイ・イールド・ボンドは主としてBB格相当以下の格付が付与されているもの(格付がない場合は同等の信用度を有すると判断されるものを含みます。)とします。
- ③ハイ・イールド・ボンドへの投資にあたっては、投資対象の徹底したクレジット分析を行なうことにより、信用リスクのコントロールを行ないます。
- ④ポートフォリオによる分散投資によりリスクの低減を図ることを基本とします。
- ⑤同一発行体の発行するハイ・イールド・ボンドへの投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑥投資対象を40業種に分類し、1業種あたりの投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の25%以内とします。
- ⑦外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ⑧NOMURA CORPORATE RESEARCH AND ASSET MANAGEMENT INC.(ノムラ・コーポレート・リサーチ・アンド・アセット・マネージメント・インク)に当ファンドの海外の公社債等(含む短期金融商品)の運用の指図に関する権限を委託します。
- ⑨資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)投資制限

- ①外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ②株式への投資は、優先証券のうち株券または新株引受権証書の性質を有するものまたは転換社債を転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)を行使したものに限り、株式への投資割合は信託財産の純資産総額の30%以内とします。
- ③有価証券先物取引等は約款第17条の範囲で行ないます。
- ④スワップ取引は約款第18条の範囲で行ないます。
- ⑤同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑥同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑦投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

「ユーロ高利回り社債オープン マザーファンド」

運 用 の 基 本 方 針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1.基本方針

この投資信託は、高水準のインカムゲインの確保と信託財産の成長を図ることを目的として運用を行なうことを基本とします。

2.運用方法

(1)投資対象

ユーロ建ての高利回り事業債(ハイ・イールド・ボンド)を主要投資対象とします。なお、ユーロ建て以外のハイ・イールド・ボンドに投資する場合があります。

(2)投資態度

- ①主としてユーロ建てのハイ・イールド・ボンドに投資し、高水準のインカムゲインの確保に加え、キャピタルゲインの獲得を目指します。なお、ユーロ建て以外のハイ・イールド・ボンドに投資する場合があります。
- ②投資する事業債は、主としてBB格相当以下の格付が付与されているもの(格付がない場合は同等の信用度を有すると判断されるものを含みます。)とします。
- ③ハイ・イールド・ボンドへの投資にあたっては、主としてボトムアップアプローチに基づき、企業のファンダメンタル調査・クレジット分析ならびに計量的手法を活用したポートフォリオ構築を行なうことにより付加価値の獲得を図ります。また、業種分散、発行体分散に一定の配慮を行ない分散ポートフォリオを構築することで、リスクの低減を目指します。
- ④同一発行体の発行するハイ・イールド・ボンドの投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑤外貨建資産のうち、ユーロ建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。ユーロ建て以外の外貨建資産については、当該資産をユーロに為替ヘッジを行なうことと同等の効果が得られる為替予約を行なうことを基本とします。
- ⑥WestLB Mellon Asset Management Kapitalanlagegesellschaft mbH(ウエストエルビー メロン アセット マネジメントKAG)に当ファンドの海外の公社債等(含む金融商品)の運用の指図に関する権限を委託します。
- ⑦資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)投資制限

- ①外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ②デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- ③外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。
- ④株式への投資は、約款第12条第1項第9号および同条第2項第7号に定める優先証券のうち株券または新株引受権証書の性質を有するものまた

は転換社債を転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)を行使したものに限り、株式への投資割合は信託財産の純資産総額の30%以内とします。

⑤同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

⑥同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑦投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

3【投資リスク】

＜＜基準価額の変動要因＞＞

■主な変動要因■

[金利変動と企業業績の変化によるリスク]

◆債券の価格は、通常、金利が上昇すれば下落し、金利が低下すれば上昇します。また、投資対象の企業の業績が良好になれば上昇し、悪化すれば下落します。
高利回り事業債はこうした金利変動や企業業績の変化、および投資環境の変化をより大きく受ける可能性があります。

[信用リスク(クレジットリスク)]

◆債券の格付が上昇すれば信用度が高くなるため、通常、価格は上昇します。逆に債券の格付が下落すれば信用度が低くなるため、通常、価格は下落します。
また、格付が変わらなくても、特定の債券の信用度に関するマーケットの考え方が変わることにによっても価格は変動します。

[デフォルトリスク]

◆組入債券の元利金の支払遅延および支払不履行などが生じた場合には、債券の価格は大きく下落することが想定されます。
※デフォルトとは一般的には債券の利払いおよび元本返済の不履行、もしくは遅延などをいいます。

[為替変動リスク]

◆実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。従って、為替変動の影響を直接受けます。

■その他の変動要因■

[有価証券の貸付等におけるリスク]

◆有価証券の貸付等において、取引先リスク(取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる危険のこと)が生じる可能性があります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

＜＜その他の留意点＞＞

◆ファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

◆市場の急変時等には、前記の投資方針に従った運用ができない場合があります。

◆コンピューター関係の不慮の出来事に起因する市場リスクやシステム上のリスクが生じる可能性があります。

◆ファンドの分配金は、前記の「分配方針」にもとづいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

◆ファンドは、BofA・メリルリンチ・USハイ・イールド・キャッシュ・ペイ・コンストレインド・インデックス(円換算ベース)およびBofA・メリルリンチ・ユーロ・ハイ・イールド・コンストレインド・インデックス(円換算ベース)を50%：50%の比率で委託会社が独自に合成した指数をベンチマークとしますが、ベンチマークは米国および欧州の債券市場の構造変化等によっては今後見直す場合があります。また、ベンチマークに対して一定の投資成果をあげることを保証するものではありません。

◆ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行ないます。そのため、ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

ファンドは、公社債などの値動きのある証券等に投資します(また、外貨建資産に投資する場合にはこの他に為替変動リスクもあります。)ので基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。

《委託会社におけるリスクマネジメント体制》

リスク管理関連の委員会

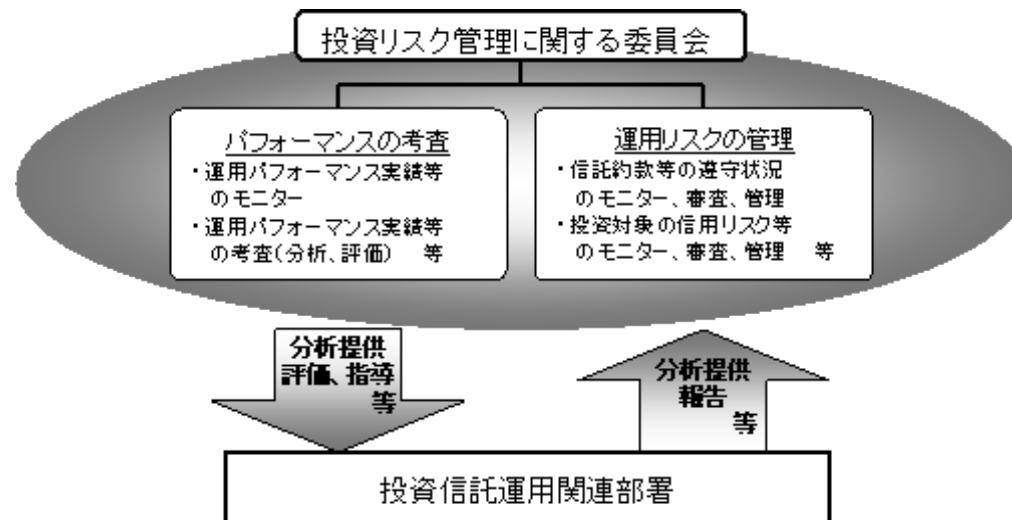
◆パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査(分析、評価)の結果の報告、審議を行います。

◆運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行うことにより、適切な管理を行います。

リスク管理体制図



※投資リスクに関する管理体制等は平成22年3月25日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

①取得申込日の翌営業日の基準価額に、3.15%(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する率)(税抜3.0%)以内[※]で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

※詳しくは販売会社にお問い合わせください。販売会社については、後述の「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

②収益分配金を再投資する場合には手数料は無手数料とします。

(2)【換金(解約)手数料】

換金手数料はありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年10,000分の173.25(税抜年10,000分の165)の率を乗じて得た額とします。

また、信託報酬の配分については、ファンドの純資産総額の残高に応じて次の通り(税抜)とします。

＜ファンドの純資産総額＞	＜委託会社＞	＜販売会社＞	＜受託会社＞
100億円以下の部分	年10,000分の90	年10,000分の70	年10,000分の5
100億円超300億円以下の部分	年10,000分の88.5	年10,000分の72.5	年10,000分の4
300億円超の部分	年10,000分の87	年10,000分の75	年10,000分の3

ファンドの信託報酬は毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

「高利回り社債オープン マザーファンド」の投資顧問会社が受ける報酬は、「高利回り社債オープン マザーファンド」を投資対象とする証券投資信託の委託者が受ける報酬から、毎年1月および7月ならびに信託契約終了のとき支払うものとし、その報酬額は、当該マザーファンドの信託財産の平均純資産総額(月末の純資産総額の平均値)に、年0.57%の率を乗じて得た額とします。

「ユーロ高利回り社債オープン マザーファンド」の投資顧問会社が受ける報酬は、「ユーロ高利回り社債オープン マザーファンド」を投資対象とする証券投資信託の委託者が受ける報酬から、毎年6月および12月ならびに信託契約終了のとき支払うものとし、その報酬額は、当該マザーファンドの平均純資産総額(日々の純資産総額の平均値)に、次の率を乗じて得た額とします。

平均純資産総額	率
35億円以下の部分	年0.55%
35億円超の部分	年0.45%

(4)【その他の手数料等】

- ①ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息はファンドから支払われます。
- ②ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（信託財産に属する資産のデフォルト等の発生に伴う債券回収に要する弁護士費用を含みます。）および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、ファンドから支払われます。
- ③ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用はファンドから支払われます。
- ④ファンドに係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときにファンドから支払われます。

(5)【課税上の取扱い】

■個人、法人別の課税について■

◆個人の投資家に対する課税

＜収益分配金に対する課税＞

平成23年12月31日までの間は、分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。上記10%の税率は平成24年1月1日からは、20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

＜換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対する課税＞

平成23年12月31日までの間は、換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）については、申告分離課税により10%（所得税7%および地方税3%）の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は10%の税率により源泉徴収が行なわれます。上記10%の税率は平成24年1月1日からは、20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

[譲渡損失と収益分配金との間の損益通算について]

換金(解約)時および償還時の差損(譲渡損失)については、確定申告等により上場株式等の配当所得(申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。)との通算が可能です。

◆法人の投資家に対する課税

平成23年12月31日までの間は、分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金(解約)時および償還時の個別元本超過額については、7%(所得税7%)の税率で源泉徴収[※]が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。上記7%の税率は平成24年1月1日からは、15%(所得税15%)となる予定です。

※源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

なお、益金不算入制度は適用されません。

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

■換金(解約)時および償還時の課税について■

[個人の投資家の場合]

換金(解約)時および償還時の差益[※]については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

※換金(解約)時および償還時の価額から取得費(申込手数料(税込)を含む)を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

[法人の投資家の場合]

換金(解約)時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象(配当所得)となります。

なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

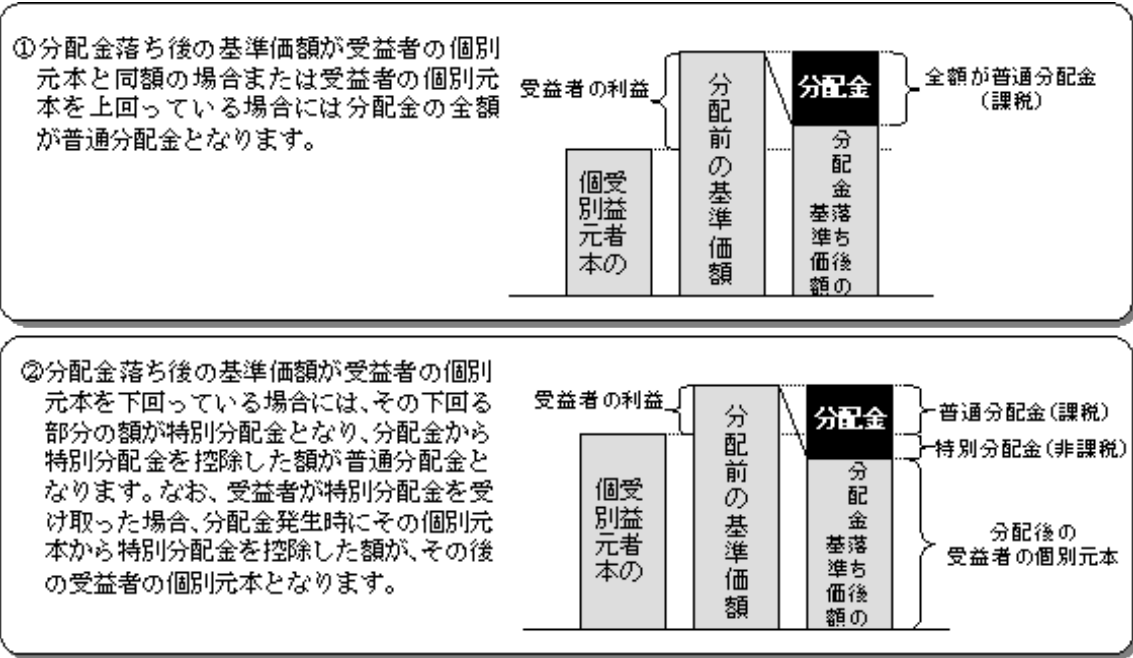
■個別元本について■

◆追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

◆受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が特別分配金を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

■分配金の課税について■

◆分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。



※上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

(ご参考)

《お客様に直接ご負担いただく費用・税金》

時期	項目	費用	税金
買付時	申込手数料	3.15%(税抜3.0%)以内※	消費税等相当額

※ 基準価額に、3.15%(税抜3.0%)以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

時期	項目	費用	税金
分配時	所得税および地方税	-----	普通分配金×10%※ ¹
換金時 (解約請求制)	所得税および地方税	-----	換金時の差益（譲渡益）※ ² に対して10%※ ¹
償還時	所得税および地方税	-----	償還時の差益（譲渡益）※ ² に対して10%※ ¹

※1 個人の投資家の場合の税率です。法人の投資家の場合は税率等が異なります。詳しくは前述の「法人の投資家に対する課税」をご覧ください。

※2 詳しくは前述の「換金（解約）時および償還時の課税について」をご覧ください。

※税法が改正された場合等は、上記「(5)課税上の取扱い」の内容が変更になる場合があります。

5【運用状況】

以下は平成22年1月29日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	5,004,606,461	97.85
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	109,472,404	2.14
合計(純資産総額)		5,114,078,865	100.00

<ご参考>

「高利回り社債オープン マザーファンド」

資産の種類	国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
外国証券(優先証券)	アメリカ	95,819,420	0.22
転換社債型新株予約権付社債等	アメリカ	29,943,905	0.06
社債券	アメリカ	39,321,935,269	90.73
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	3,887,909,323	8.97
合計(純資産総額)		43,335,607,917	100.00

「ユーロ高利回り社債オープン マザーファンド」

資産の種類	国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
社債券	日本	62,880,344	2.55
	アメリカ	170,067,326	6.92
	カナダ	45,769,775	1.86
	ドイツ	292,567,091	11.90
	イタリア	36,893,298	1.50
	フランス	246,603,466	10.03
	イギリス	281,880,506	11.47
	スイス	22,329,150	0.90
	バミューダ	17,149,140	0.69
	オランダ	404,250,913	16.45
	スペイン	33,831,668	1.37
	ベルギー	60,476,349	2.46
	オーストリア	38,943,759	1.58
	ルクセンブルグ	278,641,950	11.34
	デンマーク	105,953,959	4.31
	アイルランド	85,673,518	3.48
	南アフリカ	47,655,498	1.93
	ケイマン	45,110,790	1.83
	小計	2,276,678,500	92.67
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	180,071,499	7.32
合計(純資産総額)		2,456,749,999	100.00

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

順位	国／ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	投資 信託 受益 証券	高利回り社債オープン マ ザーファンド	2,129,740,817	1.2201	2,598,645,372	1.1963	2,547,808,939	49.81
2	日本	投資 信託 受益 証券	ユーロ高利回り社債オー プンマザーファンド	2,174,541,974	1.1827	2,571,952,644	1.1298	2,456,797,522	48.03

<ご参考>

「高利回り社債オープン マザーファンド」

順位	国／ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	アメ リカ	社 債 券	NUVEEN INVESTMENTS INC	7,650,000	6,615.04	506,050,624	8,348.61	638,668,665	10.5	2015/11/15	1.47
2	アメ リカ	社 債 券	HCA INC	5,225,000	9,103.84	475,675,969	9,481.95	495,432,214	9.25	2016/11/15	1.14
3	アメ リカ	社 債 券	HERTZ CORPORATION	5,250,000	8,547.94	448,767,187	9,089.21	477,183,656	8.875	2014/1/1	1.10

4	アメリカ	社債券	ENERGY FUTURE HOLDINGS	6,050,000	6,557.49	396,728,640	7,226.48	437,202,342	10.875	2017/11/1	1.00
5	アメリカ	社債券	NEXTEL COMMUNICATIONS	5,200,000	7,553.46	392,780,093	8,371.05	435,294,730	6.875	2013/10/31	1.00
6	アメリカ	社債券	SMITHFIELD FOODS INC	3,750,000	9,005.54	337,708,007	9,807.37	367,776,468	10	2014/7/15	0.84
7	アメリカ	社債券	GMAC LLC	4,175,000	7,711.86	321,970,204	8,685.24	362,609,083	8	2031/11/1	0.83
8	アメリカ	社債券	NEIMAN MARCUS GROUP INC	3,675,000	8,713.72	320,229,227	8,887.22	326,605,702	10.375	2015/10/15	0.75
9	アメリカ	社債券	NEWPAGE CORP	3,350,000	8,791.17	294,504,399	8,617.92	288,700,320	11.375	2014/12/31	0.66
10	アメリカ	社債券	UNIVISION COMMUNICATIONS	2,950,000	9,127.06	269,248,283	9,717.60	286,669,273	12	2014/7/1	0.66
11	アメリカ	社債券	MIRANT NORTH AMERICA LLC	3,150,000	8,605.57	271,075,663	8,932.11	281,361,622	7.375	2013/12/31	0.64
12	アメリカ	社債券	SORENSEN COMMUNICATIONS	3,150,000	8,781.83	276,627,758	8,528.15	268,636,725	10.5	2015/2/1	0.61
13	アメリカ	社債券	PLY GEM INDUSTRIES	2,825,000	7,195.96	203,285,960	9,268.75	261,842,258	11.75	2013/6/15	0.60
14	アメリカ	社債券	BIOMET INC	2,650,000	9,159.50	242,726,858	9,807.37	259,895,371	10	2017/10/15	0.59
15	アメリカ	社債券	HANESBRANDS INC	2,775,000	9,042.29	250,923,645	9,246.30	256,585,102	8	2016/12/15	0.59

16	アメリカ	社債券	GENL MOTORS ACCEPT CORP	2,825,000	7,041.00	198,908,312	8,680.83	245,233,723	6.75	2014/12/1	0.56
17	アメリカ	社債券	WIND ACQUISITION FIN SA	2,550,000	9,111.65	232,347,202	9,560.50	243,792,877	12	2015/12/1	0.56
18	アメリカ	社債券	GLOBAL CROSSING LTD	2,475,000	9,231.32	228,475,355	9,784.92	242,177,017	12	2015/9/15	0.55
19	アメリカ	社債券	PEABODY ENERGY CORP	2,475,000	8,664.61	214,449,308	9,605.38	237,733,402	7.375	2016/11/1	0.54
20	アメリカ	社債券	SPRINT CAPITAL CORP	2,925,000	7,381.78	215,917,272	8,124.18	237,632,411	8.75	2032/3/15	0.54
21	アメリカ	社債券	FORD MOTOR CREDIT CO LLC	2,500,000	8,866.65	221,666,367	9,288.14	232,203,570	8.7	2014/10/1	0.53
22	アメリカ	社債券	NRG ENERGY INC	2,590,000	8,718.43	225,807,505	8,954.55	231,923,039	7.375	2016/2/1	0.53
23	アメリカ	社債券	AES CORPORATION	2,525,000	8,681.47	219,207,311	9,066.76	228,935,942	8	2017/10/15	0.52
24	アメリカ	社債券	US ONCOLOGY INC	2,325,000	8,915.95	207,295,986	9,493.17	220,716,376	9.125	2017/8/15	0.50
25	アメリカ	社債券	CLEARWIRE CORP	2,400,000	8,840.39	212,169,487	9,089.21	218,141,100	12	2015/12/1	0.50
26	アメリカ	社債券	INTELSAT SUBSIDIARY	2,325,000	8,662.80	201,410,216	9,246.30	214,976,707	8.875	2015/1/15	0.49
27	アメリカ	社債券	HOST MARRIOTT LP	2,350,000	8,690.97	204,237,971	9,077.99	213,332,794	7.125	2013/11/1	0.49

28	アメリカ	社債	GCI INC	2,345,000	8,173.55	191,669,946	9,021.88	211,563,203	7.25	2014/2/15	0.48
29	アメリカ	社債	CABLEVISION SYSTEMS CORP	2,200,000	8,870.32	195,147,232	9,336.08	205,393,760	8.625	2017/9/15	0.47
30	アメリカ	社債	REALOGY CORP	2,675,000	5,175.47	138,443,967	7,630.44	204,114,537	10.5	2014/4/15	0.47

「ユーロ高利回り社債オープン マザーファンド」

順位	国／ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	オランダ	社債	ING GROEP NV	540,000	11,360.75	61,348,091	11,967.79	64,626,079	8	2049/4/29	2.63
2	日本	社債	SOFTBANK CORPORATION	490,000	12,748.98	62,470,002	12,832.72	62,880,344	7.75	2013/10/15	2.55
3	デンマーク	社債	NORDIC TEL CO HLDGS	485,000	12,492.75	60,589,839	12,467.75	60,468,599	6.222	2016/5/1	2.46
4	フランス	社債	REXEL SA	440,000	12,534.50	55,151,837	12,889.59	56,714,212	8.25	2016/12/15	2.30
5	ドイツ	社債	HEIDELBERGCEMENT AG	430,000	12,771.94	54,919,356	12,948.96	55,680,545	8	2017/1/31	2.26

6	ルクセンブルグ	社債券	WIND ACQUISITION FIN SA	410,000	13,406.42	54,966,352	13,252.06	54,333,465	11	2015/12/1	2.21
7	オランダ	社債券	IOI EUROPEAN GROUP BV	430,000	12,188.61	52,411,056	12,395.88	53,302,297	6.875	2017/3/31	2.16
8	イギリス	社債券	FCE BANK PLC	400,000	12,049.81	48,199,268	12,489.62	49,958,503	7.125	2012/1/16	2.03
9	オランダ	社債券	UPC HOLDING BV	390,000	12,217.77	47,649,312	12,509.62	48,787,534	7.75	2014/1/15	1.98
10	イギリス	社債券	LBG CAPITAL NO.2 PLC	310,000	15,525.47	48,128,961	15,646.87	48,505,306	15	2019/12/21	1.97
11	オランダ	社債券	LINDE FINANCE BV	350,000	12,812.09	44,842,349	13,108.32	45,879,141	7.375	2066/7/14	1.86
12	カナダ	社債券	BOMBARDIER INC	350,000	12,629.34	44,202,713	13,077.07	45,769,775	7.25	2016/11/15	1.86
13	ルクセンブルグ	社債券	CODERE FIN LUXEMBOURG SA	390,000	10,931.04	42,631,089	11,322.84	44,159,091	8.25	2015/6/15	1.79
14	オランダ	社債券	CARLSON WAGONLIT BV	410,000	9,358.62	38,370,367	10,702.26	43,879,301	6.472	2015/5/1	1.78
15	イギリス	社債券	FCE BANK PLC	350,000	11,812.80	41,344,817	12,324.63	43,136,236	7.125	2013/1/15	1.75
16	オランダ	社債券	CEMEX FINANCE EUROPE B.V	400,000	10,588.65	42,354,611	10,624.15	42,496,600	4.75	2014/3/5	1.72

17	ベルギー	社債券	KBC BANK NV	370,000	10,755.38	39,794,941	11,328.46	41,915,334	8	2049/5/29	1.70
18	アメリカ	社債券	CEDC FIN CORP INTL INC	320,000	12,539.93	40,127,789	12,851.47	41,124,709	8.875	2016/12/1	1.67
19	イギリス	社債券	ONO FINANCE PLC	370,000	10,717.89	39,656,202	11,030.36	40,812,359	10.5	2014/5/15	1.66
20	デンマーク	社債券	FS FUNDING AS	310,000	11,936.54	37,003,289	12,504.62	38,764,336	8.875	2016/5/15	1.57
21	ケイマン	社債券	BCM IRELAND FINANCE	380,000	9,139.58	34,730,408	9,312.25	35,386,568	5.714	2016/8/15	1.44
22	ルクセンブルグ	社債券	WIND ACQUISITION FIN SA	260,000	13,845.40	35,998,057	13,531.41	35,181,685	11.75	2017/7/15	1.43
23	ドイツ	社債券	KABEL DEUTSCHLAND GMBH	260,000	13,233.94	34,408,247	13,237.06	34,416,371	10.75	2014/7/1	1.40
24	スペイン	社債券	CAMPOFRIO FOOD SA	270,000	12,514.92	33,790,296	12,530.24	33,831,668	8.25	2016/10/31	1.37
25	フランス	社債券	WENDEL	300,000	10,421.35	31,264,061	11,111.61	33,334,833	4.875	2016/5/26	1.35
26	ドイツ	社債券	UPC GERMANY GMBH	240,000	12,647.42	30,353,821	12,752.72	30,606,551	8.125	2017/12/1	1.24
27	ルクセンブルグ	社債券	CIRSA FINANCE LUXEMBOURG	240,000	11,889.67	28,535,217	12,561.49	30,147,588	8.75	2014/5/15	1.22

28	ドイツ	社債	TUI AG	270,000	10,236.26	27,637,913	10,963.49	29,601,444	5.125	2012/12/10	1.20
29	アメリカ	社債	ROCKWOOD SPECIALTIES GRP	230,000	12,608.36	28,999,242	12,653.98	29,104,171	7.625	2014/11/15	1.18
30	フランス	社債	RHODIA SA	240,000	11,434.08	27,441,804	11,597.07	27,832,973	3.434	2013/10/15	1.13

種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率(%)
投資信託受益証券	—	97.85
合計		97.85

<ご参考>

「高利回り社債オープン マザーファンド」

種類	業種	投資比率(%)
外国証券(優先証券)	—	0.22
転換社債型新株予約権付社債等	—	0.06
社債	—	90.73
合計		91.02

「ユーロ高利回り社債オープン マザーファンド」

種類	業種	投資比率(%)
社債	—	92.67
合計		92.67

②【投資不動産物件】
該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】
該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

平成22年1月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

特定期間	計算期間	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)※	(分配落)	(分配付)※
第1特定期間	2005年8月1日～2006年1月5日	11,435	11,493	1.0213	1.0265
第2特定期間	2006年1月6日～2006年7月5日	9,980	10,031	1.0251	1.0303
第3特定期間	2006年7月6日～2007年1月5日	9,277	9,323	1.1030	1.1085
第4特定期間	2007年1月6日～2007年7月5日	8,495	8,543	1.1462	1.1527
第5特定期間	2007年7月6日～2008年1月7日	6,614	6,658	0.9840	0.9905
第6特定期間	2008年1月8日～2008年7月7日	5,357	5,389	0.9121	0.9176
第7特定期間	2008年7月8日～2009年1月5日	2,841	2,868	0.5377	0.5427
第8特定期間	2009年1月6日～2009年7月6日	3,490	3,516	0.6687	0.6737
第9特定期間	2009年7月7日～2010年1月5日	4,978	5,024	0.7551	0.7621
	2009年1月末日	2,773	—	0.5256	—
	2月末日	2,915	—	0.5521	—
	3月末日	2,951	—	0.5614	—
	4月末日	3,181	—	0.6042	—
	5月末日	3,462	—	0.6588	—
	6月末日	3,509	—	0.6721	—
	7月末日	3,694	—	0.7110	—
	8月末日	3,727	—	0.7083	—
	9月末日	4,083	—	0.7315	—
	10月末日	4,534	—	0.7493	—
	11月末日	4,547	—	0.7148	—
	12月末日	4,921	—	0.7524	—
	2010年1月末日	5,114	—	0.7301	—

※特定期間末日における分配付の純資産及び単価を表示しております。

②【分配の推移】

特定期間	計算期間	1口当たりの分配金	
第1特定期間	2005年8月1日～2006年1月5日	0.0205	円
第2特定期間	2006年1月6日～2006年7月5日	0.0304	円
第3特定期間	2006年7月6日～2007年1月5日	0.0321	円
第4特定期間	2007年1月6日～2007年7月5日	0.0375	円
第5特定期間	2007年7月6日～2008年1月7日	0.0410	円
第6特定期間	2008年1月8日～2008年7月7日	0.0355	円
第7特定期間	2008年7月8日～2009年1月5日	0.0315	円
第8特定期間	2009年1月6日～2009年7月6日	0.0300	円
第9特定期間	2009年7月7日～2010年1月5日	0.0420	円

※各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

③【収益率の推移】

特定期間	計算期間	収益率	
第1特定期間	2005年8月1日～2006年1月5日	4.2	%
第2特定期間	2006年1月6日～2006年7月5日	3.3	%
第3特定期間	2006年7月6日～2007年1月5日	10.7	%
第4特定期間	2007年1月6日～2007年7月5日	7.3	%
第5特定期間	2007年7月6日～2008年1月7日	△10.6	%

第6特定期間	2008年1月8日～2008年7月7日	△3.7	%
第7特定期間	2008年7月8日～2009年1月5日	△37.6	%
第8特定期間	2009年1月6日～2009年7月6日	29.9	%
第9特定期間	2009年7月7日～2010年1月5日	19.2	%

※各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出しております。

※各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額(期間中の分配金を加算した額)から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額(分配落の額、以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成17年8月1日 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

第2【手続等】

1【申込(販売)手続等】

申込期間中の各営業日に、有価証券届出書の「第一部 証券情報」にしたがって受益権の募集が行なわれます。

取得申込の受付については、午後3時(半日営業日の場合は午前11時)までに、取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

分配金の受取方法により、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります。ただし、申込取扱場所によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。

ファンドの申込(販売)手続についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

＜受付時間＞ 営業日の午前9時～午後5時

(半日営業日は午前9時～正午)

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

販売の単位は、「一般コース」の場合は1万口以上1万口単位または1万円以上1円単位、「自動けいぞく投資コース」の場合は1万円以上1円単位とします。ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。な

お、販売会社によっては、「定時定額購入サービス」等に関する契約[※]を締結した場合、当該契約で規定する取得申込みの単位でお申し込み頂けます。

※当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

受益権の販売価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込の受け付けを取り消す場合があります。

<申込手数料>

(i) 取得申込日の翌営業日の基準価額に、3.15%(税抜3.0%)以内[※]で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

※詳しくは販売会社にお問い合わせください。販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

(ii) 収益分配金を再投資する場合には手数料は無手数料とします。

※取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

2【換金(解約)手続等】

受益者は、委託者に1万口単位または1口単位のいずれか販売会社が定める単位(自動けいぞく投資契約等にかかる受益権については1口単位)で一部解約の実行を請求することができます。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

一部解約の実行の請求の受け付けについては、午後3時(平日営業日の場合は午前11時)までに、解約請求のお申込みが行われかつ、その解約請求のお申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

手取り額は、解約申込受付日の翌営業日の基準価額から、所得税および地方税を差し引いた金額となります。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

＜受付時間＞ 営業日の午前9時～午後5時

(半日営業日は午前9時～正午)

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうため、1日1件5億円を超える一部解約は行なえません。また、別途、大口解約について、1日1件5億円以下の金額であっても、ファンドの残高、市場の流動性の状況等によっては、委託者の判断により一部解約の金額に制限を設ける場合や一部解約の実行の請求の受付時間に制限[※]を設ける場合があります。

※受付時間に制限とは、営業日の正午(半日営業日は午前9時30分)までに一部解約の実行の請求が行なわれ、かつ当該請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものに制限する場合があります。

解約代金は、原則として一部解約の実行の請求日から起算して6営業日目から販売会社において支払います。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとします。

※換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

受益証券をお手許で保有されている方は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

<基準価額の計算方法>

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
公社債等	原則として、基準価額計算日 ^{※1} における以下のいずれかの価額で評価します。 ^{※2} ①日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値(平均値) ②第一種金融商品取引業者、銀行等の提示する価額 ③価格情報会社の提供する価額
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行ないます。

※1 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。

※2 残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法(アキュムレーションまたはアモチゼーション)による評価を適用することができます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

(半日営業日は午前9時～正午)

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

(2)【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

無期限とします(平成17年8月1日設定)。

(4)【計算期間】

原則として、毎月6日から翌月5日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間は、下記「(5)その他 (a)ファンドの繰上償還条項 等」による解約の日までとします。

(5)【その他】

(a)ファンドの繰上償還条項

委託者は、信託契約の一部解約により受益権の口数が50億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(b)信託期間の終了

(i)委託者は、上記「(a)ファンドの繰上償還条項」に従い信託期間を終了させるには、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(ii)上記(i)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

(iii)上記(ii)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記(a)の信託契約の解約をしません。

(iv)委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契

約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(v) 上記(ii)から(iv)までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(ii)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(vi) 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

(vii) 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(e)信託約款の変更(iv)」に該当する場合を除き、その委託者と受託者との間において存続します。

(viii) 受託者が委託者の承諾を受けてその任務を辞任する場合、または、委託者または受益者が裁判所に受託者の解任を請求し裁判所が受託者を解任した場合、委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(c) 運用報告書

委託者は、毎年6月、12月に終了する計算期間の末日および償還時に、各々運用報告書を作成し、当該信託財産に係る知られたる受益者に対して交付します。

(d) 有価証券報告書

委託者は、有価証券報告書を原則毎年1月、7月の決算日を基準に作成し3ヵ月以内に関東財務局長に提出します。

(e) 信託約款の変更

(i) 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

(ii) 委託者は、上記(i)の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(iii) 上記(ii)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

(iv) 上記(iii)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記(i)の信託約款の変更をしません。

(v) 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる

受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(vi)委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記(i)から(v)までの規定にしたがいます。

(f)公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(g)反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、前述の「(b)信託期間の終了」(i)または「(e)信託約款の変更」(ii)に規定する公告または書面に付記します。

(h)関係法人との契約の更新に関する手続

- (i)委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。
- (ii)委託者と投資顧問会社との間で締結する「運用指図に関する権限の委託契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から更新しない旨を書面によって通知がない限り、1年毎に自動的に更新されるものとします。但し、当該契約はファンドの償還日に終了するものとします。

2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

①収益分配金に対する請求権

■収益分配金の支払い開始日■

＜自動けいぞく投資契約を結んでいない場合＞

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金

支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。販売会社でお受取りください。

なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。

＜自動けいぞく投資契約を結んでいる場合＞

税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は、各計算期間終了日(決算日)の基準価額とします。

なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

■収益分配金請求権の失効■

受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

②償還金に対する請求権

■償還金の支払い開始日■

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までに支払いを開始します。

■償還金請求権の失効■

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

③換金(解約)請求権

■換金(解約)の単位■

受益者は、受益権を1万口単位または1口単位のいずれか販売会社が定める単位(自動けいぞく投資契約を結んでいる場合は1口単位)で換金できます。

■換金(解約)代金の支払い開始日■

一部解約金は、受益者の解約申込みの受付日から起算して、原則として、6営業日目から受益者にお支払いします。

受益証券をお手許で保有されている方は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

第4【ファンドの経理状況】

米欧 ハイ・インカムオープン

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号により改正されておりますが、前期（平成21年1月6日から平成21年7月6日まで）および当期（平成21年7月7日から平成22年1月5日まで）については内閣府令第50号附則第2条第1項第1号により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

投資信託財産計算規則は、平成21年6月24日付内閣府令第35号により改正されておりますが、前期（平成21年1月6日から平成21年7月6日まで）および当期（平成21年7月7日から平成22年1月5日まで）については内閣府令第35号附則第16条第2項により、改正前の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

また、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は原則として6ヶ月毎に作成しております。

- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前期（平成21年1月6日から平成21年7月6日まで）および当期（平成21年7月7日から平成22年1月5日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1 【財務諸表】
 (1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 平成21年 7月 6日現在	当期 平成22年 1月 5日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	45,784,349	106,088,989
親投資信託受益証券	3,457,214,478	4,928,598,016
未収入金	20,000,000	—
未収利息	133	360
流動資産合計	3,522,998,960	5,034,687,365
資産合計	3,522,998,960	5,034,687,365
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	26,099,881	46,149,238
未払解約金	1,270,173	3,869,325
未払受託者報酬	158,182	200,422
未払委託者報酬	5,061,750	6,413,558
その他未払費用	6,317	8,008
流動負債合計	32,596,303	56,640,551
負債合計	32,596,303	56,640,551
純資産の部		
元本等		
元本	5,219,976,234	6,592,748,304
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△1,729,573,577	△1,614,701,490
（分配準備積立金）	641,742,372	514,638,278
元本等合計	3,490,402,657	4,978,046,814
純資産合計	3,490,402,657	4,978,046,814
負債純資産合計	3,522,998,960	5,034,687,365

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自平成21年 1月 6日 至平成21年 7月 6日	当期 自平成21年 7月 7日 至平成22年 1月 5日
営業収益		
受取利息	22,964	35,376
有価証券売買等損益	874,135,089	761,269,538
営業収益合計	874,158,053	761,304,914
営業費用		
受託者報酬	811,184	1,093,396
委託者報酬	25,957,815	34,988,701
その他費用	32,392	43,677
営業費用合計	26,801,391	36,125,774
営業利益	847,356,662	725,179,140
経常利益	847,356,662	725,179,140
当期純利益	847,356,662	725,179,140
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	981,484	406,261
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△2,443,611,177	△1,729,573,577
剰余金増加額又は欠損金減少額	55,666,205	120,263,673
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	55,666,205	120,263,673
剰余金減少額又は欠損金増加額	30,274,660	482,909,204
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	30,274,660	482,909,204
分配金	157,729,123	247,255,261
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△1,729,573,577	△1,614,701,490

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	前期 自 平成21年1月6日 至 平成21年7月6日	当期 自 平成21年7月7日 至 平成22年1月5日
1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。	(1) 親投資信託受益証券 同左
2 費用・収益の計上基準	(1) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	(1) 有価証券売買等損益の計上基準 同左
3 その他	当該財務諸表の特定期間は期末が休日のため、平成21年1月6日から平成21年7月6日までとなっております。	当該財務諸表の特定期間は前期末が休日のため、平成21年7月7日から平成22年1月5日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

前期 平成21年7月6日現在	当期 平成22年1月5日現在
1 特定期間の末日における受益権の総数 5,219,976,234 口	1 特定期間の末日における受益権の総数 6,592,748,304 口
2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 1,729,573,577 円	2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 1,614,701,490 円
3 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.6687 円 (10,000口当たり純資産額 6,687 円)	3 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.7551 円 (10,000口当たり純資産額 7,551 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 平成21年1月6日 至 平成21年7月6日	当期 自 平成21年7月7日 至 平成22年1月5日
1 運用の外部委託費用 当ファンドの主要投資対象である高利回り社債オープン マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用 支払金額 101,824,960 円 当ファンドの主要投資対象であるユーロ高利回り社債オープンマザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用 支払金額 4,233,045 円	1 運用の外部委託費用 当ファンドの主要投資対象である高利回り社債オープン マザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用 支払金額 121,069,162 円 当ファンドの主要投資対象であるユーロ高利回り社債オープンマザーファンドにおいて、信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用 支払金額 5,730,776 円

2 分配金の計算過程

平成21年1月6日から平成21年2月5日まで

当該期末における分配対象金額842,312,903円(10,000口当たり1,595円)のうち、26,392,451円(10,000口当たり50円)を分配金額としております。

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	20,902,526円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	145,224,609円
分配準備積立金額	D	676,185,768円
当ファンドの分配対象収益額	E = A+B+C+D	842,312,903円
当ファンドの期末残存口数	F	5,278,490,385口
10,000口当たり収益分配対象額	G = E / F × 10,000	1,595円
10,000口当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	I = F × H / 10,000	26,392,451円

平成21年2月6日から平成21年3月5日まで

当該期末における分配対象金額838,656,023円(10,000口当たり1,590円)のうち、26,369,346円(10,000口当たり50円)を分配金額としております。

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	23,365,416円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	148,154,319円
分配準備積立金額	D	667,136,288円
当ファンドの分配対象収益額	E = A+B+C+D	838,656,023円
当ファンドの期末残存口数	F	5,273,869,260口
10,000口当たり収益分配対象額	G = E / F × 10,000	1,590円
10,000口当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	I = F × H / 10,000	26,369,346円

平成21年3月6日から平成21年4月6日まで

当該期末における分配対象金額836,557,390円(10,000口当たり1,591円)のうち、26,281,790円(10,000口当たり50円)を分配金額としております。

なお、当該分配金額と損益及び剰余金計算書上の分配金額との差額は、外国税控除額(21円)によるものです。

2 分配金の計算過程

平成21年7月7日から平成21年8月5日まで

当該期末における分配対象金額819,886,632円(10,000口当たり1,579円)のうち、36,342,769円(10,000口当たり70円)を分配金額としております。

なお、当該分配金額と損益及び剰余金計算書上の分配金額との差額は、外国税控除額(15,006円)によるものです。

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	30,593,359円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	152,930,876円
分配準備積立金額	D	636,362,397円
当ファンドの分配対象収益額	E = A+B+C+D	819,886,632円
当ファンドの期末残存口数	F	5,191,824,277口
10,000口当たり収益分配対象額	G = E / F × 10,000	1,579円
10,000口当たり分配金額	H	70円
収益分配金金額	I = F × H / 10,000	36,342,769円

平成21年8月6日から平成21年9月7日まで

当該期末における分配対象金額820,598,964円(10,000口当たり1,552円)のうち、37,008,097円(10,000口当たり70円)を分配金額としております。

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	22,241,101円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
収益調整金額	C	171,781,475円
分配準備積立金額	D	626,576,388円
当ファンドの分配対象収益額	E = A+B+C+D	820,598,964円
当ファンドの期末残存口数	F	5,286,871,040口
10,000口当たり収益分配対象額	G = E / F × 10,000	1,552円
10,000口当たり分配金額	H	70円
収益分配金金額	I = F × H / 10,000	37,008,097円

平成21年9月8日から平成21年10月5日まで

当該期末における分配対象金額865,407,182円(10,000口当たり1,524円)のうち、39,726,226円(10,000口当たり70円)を分配金額としております。

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	26,940,440円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	148,519,947円
分配準備積立金額	D	661,097,003円
当ファンドの分配対象収益額	E = A+B+C+D	836,557,390円
当ファンドの期末残存口数	F	5,256,358,021口
10,000口当たり収益分配対象額	G = E / F × 10,000	1,591円
10,000口当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	I = F × H / 10,000	26,281,790円
平成21年4月7日から平成21年5月7日まで 当該期末における分配対象金額836,047,770円(10,000口当たり1,586円)のうち、26,354,400円(10,000口当たり50円)を分配金額としております。		
項目		
費用控除後の配当等収益額	A	23,490,180円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	150,983,702円
分配準備積立金額	D	661,573,888円
当ファンドの分配対象収益額	E = A+B+C+D	836,047,770円
当ファンドの期末残存口数	F	5,270,880,166口
10,000口当たり収益分配対象額	G = E / F × 10,000	1,586円
10,000口当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	I = F × H / 10,000	26,354,400円
平成21年5月8日から平成21年6月5日まで 当該期末における分配対象金額829,908,879円(10,000口当たり1,581円)のうち、26,242,106円(10,000口当たり50円)を分配金額としております。なお、当該分配金額と損益及び剰余金計算書上の分配金額との差額は、外国税控除額(10,830円)によるものです。		

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	23,023,640円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	234,561,184円
分配準備積立金額	D	607,822,358円
当ファンドの分配対象収益額	E = A+B+C+D	865,407,182円
当ファンドの期末残存口数	F	5,675,175,159口
10,000口当たり収益分配対象額	G = E / F × 10,000	1,524円
10,000口当たり分配金額	H	70円
収益分配金金額	I = F × H / 10,000	39,726,226円
平成21年10月6日から平成21年11月5日まで 当該期末における分配対象金額924,355,942円(10,000口当たり1,503円)のうち、43,025,436円(10,000口当たり70円)を分配金額としております。 なお、当該分配金額と損益及び剰余金計算書上の分配金額との差額は、外国税控除額(12,080円)によるものです。		
項目		
費用控除後の配当等収益額	A	28,318,626円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	310,957,431円
分配準備積立金額	D	585,079,885円
当ファンドの分配対象収益額	E = A+B+C+D	924,355,942円
当ファンドの期末残存口数	F	6,146,490,890口
10,000口当たり収益分配対象額	G = E / F × 10,000	1,503円
10,000口当たり分配金額	H	70円
収益分配金金額	I = F × H / 10,000	43,025,436円
平成21年11月6日から平成21年12月7日まで 当該期末における分配対象金額951,857,295円(10,000口当たり1,479円)のうち、45,030,581円(10,000口当たり70円)を分配金額としております。		

項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	23,647,249円	費用控除後の配当等収益額	A	28,228,514円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	150,993,860円	収益調整金額	C	363,482,594円
分配準備積立金額	D	655,267,770円	分配準備積立金額	D	560,146,187円
当ファンドの分配対象収益額	E = A+B+C+D	829,908,879円	当ファンドの分配対象収益額	E = A+B+C+D	951,857,295円
当ファンドの期末残存口数	F	5,248,421,352口	当ファンドの期末残存口数	F	6,432,940,179口
10,000口当たり収益分配対象額	G = E / F × 10,000	1,581円	10,000口当たり収益分配対象額	G = E / F × 10,000	1,479円
10,000口当たり分配金額	H	50円	10,000口当たり分配金額	H	70円
収益分配金金額	I = F × H / 10,000	26,242,106円	収益分配金金額	I = F × H / 10,000	45,030,581円
平成21年6月6日から平成21年7月6日まで 当該期末における分配対象金額819,609,561円(10,000口当たり1,570円)のうち、26,099,881円(10,000口当たり50円)を分配金額としております。			平成21年12月8日から平成22年1月5日まで 当該期末における分配対象金額959,996,170円(10,000口当たり1,456円)のうち、46,149,238円(10,000口当たり70円)を分配金額としております。		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	20,238,844円	費用控除後の配当等収益額	A	29,647,260円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	151,767,308円	収益調整金額	C	399,208,654円
分配準備積立金額	D	647,603,409円	分配準備積立金額	D	531,140,256円
当ファンドの分配対象収益額	E = A+B+C+D	819,609,561円	当ファンドの分配対象収益額	E = A+B+C+D	959,996,170円
当ファンドの期末残存口数	F	5,219,976,234口	当ファンドの期末残存口数	F	6,592,748,304口
10,000口当たり収益分配対象額	G = E / F × 10,000	1,570円	10,000口当たり収益分配対象額	G = E / F × 10,000	1,456円
10,000口当たり分配金額	H	50円	10,000口当たり分配金額	H	70円
収益分配金金額	I = F × H / 10,000	26,099,881円	収益分配金金額	I = F × H / 10,000	46,149,238円

(関連当事者との取引に関する注記)

前期 自 平成21年1月6日 至 平成21年7月6日	当期 自 平成21年7月7日 至 平成22年1月5日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、同左 一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	

(その他の注記)

1 元本の移動

前期 自 平成21年1月6日 至 平成21年7月6日	当期 自 平成21年7月7日 至 平成22年1月5日

期首元本額	5,285,589,850 円	期首元本額	5,219,976,234 円
期中追加設定元本額	71,700,216 円	期中追加設定元本額	1,808,005,117 円
期中一部解約元本額	137,313,832 円	期中一部解約元本額	435,233,047 円

2 売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

種類	前期 自 平成21年1月6日 至 平成21年7月6日		当期 自 平成21年7月7日 至 平成22年1月5日	
	貸借対照表計上額 (円)	損益に含まれた 評価差額(円)	貸借対照表計上額 (円)	損益に含まれた 評価差額(円)
親投資信託受益証券	3,457,214,478	△28,130,874	4,928,598,016	169,246,832
合計	3,457,214,478	△28,130,874	4,928,598,016	169,246,832

3 デリバティブ取引関係

前期(自 平成21年1月6日 至 平成21年7月6日)

該当事項はございません。

当期(自 平成21年7月7日 至 平成22年1月5日)

該当事項はございません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式（平成22年1月5日現在）

該当事項はございません。

(2)株式以外の有価証券

（平成22年1月5日現在）

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	高利回り社債オープン マザーファンド		2,517,645,372	
	ユーロ高利回り社債オープン マザーファンド		2,410,952,644	
親投資信託受益証券計	銘柄数：2		4,928,598,016	
	組入時価比率：99.0%		100%	
合計			4,928,598,016	

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はございません。

参考

高利回り社債オープン マザーファンド
ユーロ高利回り社債オープン マザーファンド

当ファンドは「高利回り社債オープン マザーファンド」および「ユーロ高利回り社債オープン マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。
尚、同親投資信託の状況は次の通りです。

1 「高利回り社債オープン マザーファンド」の状況

以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

(1)貸借対照表

対象年月日	平成22年1月5日現在
科目	金額(円)
資産の部	
流動資産	
預金	1,688,277,436
コール・ローン	507,138,616
社債券	41,584,637,789
派生商品評価勘定	1,935,000
未収入金	166,428,399
未収利息	774,663,447
前払費用	54,597,541
流動資産合計	44,777,678,228
資産合計	44,777,678,228
負債の部	
流動負債	
未払金	15,896,908
未払解約金	454,125,000
流動負債合計	470,021,908
負債合計	470,021,908
純資産の部	
元本等	
元本	36,311,533,762
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	7,996,122,558
元本等合計	44,307,656,320
純資産合計	44,307,656,320
負債純資産合計	44,777,678,228

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	自 平成21年7月7日 至 平成22年1月5日
1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 社債券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 (2) 外国為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3 費用・収益の計上基準	(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 (2) 有価証券売買等損益及び為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

(その他の注記)

平成22年1月5日現在	
1 期首	平成21年7月7日
期首元本額	38,234,281,894 円
期首より平成22年1月5日までの期中追加設定元本額	3,676,562,342 円
期首より平成22年1月5日までの期中一部解約元本額	5,599,310,474 円
期末元本額	36,311,533,762 円
期末元本額の内訳*	
高利回り社債オープン	33,587,096,454 円
高利回り社債オープン・為替ヘッジ	601,687,790 円
米欧 ハイ・インカムオープン	2,063,305,501 円
高利回り社債オープンVA(適格機関投資家専用)	59,444,017 円
2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.2202 円
(10,000口当たり純資産額	12,202 円)

*当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(3)附属明細表

第1 有価証券明細表

(1)株式(平成22年1月5日現在)

該当事項はございません。

(2)株式以外の有価証券

(平成22年1月5日現在)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
新株予約権 証券	ATRIUM CORPORATION WARRANTS 18/10/15	42.00	—	
米ドル計	銘柄数：1	42.00	—	
			(—)	
	組入時価比率：0.0%		0.0%	
新株予約権 証券計			—	
			(—)	
社債券	AAC GROUP HOLDING CORP	218,450.00	171,483.25	
	ABITIBI-CONSOLIDATED INC	2,625,000.00	393,750.00	
	ABITIBI-CONSOLIDATED INC	600,000.00	100,500.00	
	ABITIBI-CONSOLIDATED INC	575,000.00	86,250.00	
	ABITIBI-CONSOLIDATED INC	125,000.00	18,750.00	
	ACE CASH EXPRESS INC	900,000.00	661,500.00	
	ACTIVANT SOLUTIONS INC	1,900,000.00	1,802,625.00	
	ADVANCED MICRO DEVICES	400,000.00	408,000.00	
	ADVANCED MICRO DEVICES	425,000.00	383,031.25	
	AES CORPORATION	600,000.00	625,500.00	
	AES CORPORATION	1,525,000.00	1,677,500.00	
	AES CORPORATION	2,125,000.00	2,188,750.00	
	AFFINIA GROUP INC	275,000.00	268,125.00	
	AFFINIA GROUP INC	250,000.00	272,187.50	
	AGY HOLDING CORP	775,000.00	637,437.50	
	AHERN RENTALS INC	625,000.00	356,250.00	
	ALERIS INTERNATIONAL INC	650,000.00	4,875.00	
	ALGOMA ACQUISITION CORP	200,000.00	175,000.00	
	ALH FIN LLC/ALH FIN CORP	225,000.00	226,125.00	
	ALLIANCE HEALTHCARE SVCS	1,500,000.00	1,447,500.00	
	ALLIANT TECHSYSTEMS INC	550,000.00	548,625.00	
	ALLIS-CHALMERS ENERGY IN	1,500,000.00	1,440,000.00	
	ALLISON TRANSMISSION INC	575,000.00	606,625.00	
	ALLISON TRANSMISSION INC	1,934,500.00	2,033,643.12	

	AMC ENTERTAINMENT INC	325,000.00	333,937.50	
	AMER AIRLN PT TRS 01-1	400,000.00	384,000.00	
	AMER CASINO & ENTERTAIN	400,000.00	340,000.00	
	AMERICAN AIRLINES INC	825,000.00	868,312.50	
	AMERICAN AXLE & MFG INC	1,050,000.00	1,073,625.00	
	AMERICAN GENERAL FINANCE	275,000.00	271,254.50	
	AMERICAN GENERAL FINANCE	200,000.00	180,914.80	
	AMERICAN GENERAL FINANCE	400,000.00	349,202.00	
	AMERICAN GENERAL FINANCE	500,000.00	412,055.50	
	AMERICAN GENERAL FINANCE	1,225,000.00	853,179.42	
	AMERICAN GREETINGS	1,025,000.00	1,004,500.00	
	AMERICAN INTL GROUP	1,000,000.00	555,000.00	
	AMERICAN INTL GROUP	1,337,000.00	892,447.50	
	AMERICAN RAILCAR IND	250,000.00	234,687.50	
	AMERISTAR CASINOS INC	725,000.00	755,812.50	
	AMR REAL ESTATE PTR/FIN	990,000.00	1,012,275.00	
	AMSCAN HOLDINGS INC	1,575,000.00	1,559,250.00	
	APPLETON PAPERS INC	100,000.00	39,125.00	
	AQUILEX HDG/AQUILEX FIN	625,000.00	626,562.50	
	ARAMARK CORP	200,000.00	184,000.00	
	ARAMARK CORP	2,000,000.00	2,085,000.00	
	ARCH COAL INC	875,000.00	927,500.00	
	ASBURY AUTO GROUP 7.625%	125,000.00	118,593.75	
	ASHTED CAPITAL INC	1,275,000.00	1,282,968.75	
	ASSOC MATERIALS LLC	750,000.00	795,000.00	
	ATLAS PIPELINE PARTNERS	575,000.00	511,750.00	
	ATRIUM COMPANIES INC	97,518.00	1,950.36	
	AVENTINE RENEW 10% 144A	2,025,000.00	1,842,750.00	
	AVIS BUDGET CAR RENTAL	250,000.00	239,375.00	
	AVIS BUDGET CAR RENTAL	1,150,000.00	1,086,750.00	
	BAKER & TAYLOR INC	1,300,000.00	706,875.00	
	BARRINGTON BROADCASTING	550,000.00	389,125.00	
	BELDEN CDT INC 7% 144A 3	175,000.00	173,250.00	
	BELO CORP	600,000.00	619,500.00	
	BERRY PETROLEUM CO	575,000.00	628,187.50	

	BERRY PLASTICS ESCROW	1,175,000.00	1,152,968.75	
	BERRY PLASTICS ESCROW	675,000.00	683,437.50	
	BIO-RAD LABORATORIES INC	100,000.00	102,750.00	
	BIO-RAD LABORATORIES INC	1,025,000.00	1,030,125.00	
	BIO-RAD LABS	325,000.00	343,687.50	
	BIOMET INC	2,650,000.00	2,888,500.00	
	BLOCKBUSTER INC	700,000.00	406,000.00	
	BOISE PAPER HOLDINGS LLC	1,200,000.00	1,248,000.00	
	BONTEN MEDIA ACQUISITION	274,968.00	103,800.42	
	BOWATER CANADA FINANCE	825,000.00	265,031.25	

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
社債券	BRIGHAM EXPLORATION CO	470,000.00	472,350.00	
	BROWN SHOE COMPANY,INC	1,350,000.00	1,378,687.50	
	BUFFALO THUNDER DEV AUTH	1,800,000.00	328,500.00	
	BUMBLE BEE FOODS LLC	750,000.00	753,750.00	
	BWAY CORP	950,000.00	1,009,375.00	
	CABLEVISION SYSTEMS CORP	2,200,000.00	2,310,000.00	
	CARDTRONICS INC	1,025,000.00	1,059,593.75	
	CARDTRONICS INC	300,000.00	310,125.00	
	CARROLS CORP	875,000.00	892,500.00	
	CASCADES INC	1,225,000.00	1,249,500.00	
	CASCADES INC	775,000.00	792,437.50	
	CC HOLDINGS GS V LLC/CRO	250,000.00	267,500.00	
	CCH II LLC/CCH II CAPITA	898,388.00	1,064,589.78	
	CEMEX FINANCE LLC	950,000.00	1,002,250.00	
	CENGAGE LEARN ACQ INC	750,000.00	720,937.50	
	CEQUEL COM HLDG I/CAP CP	525,000.00	534,187.50	
	CHAPARRAL ENERGY INC	650,000.00	588,250.00	
	CHAPARRAL ENERGY INC	1,200,000.00	1,086,000.00	
	CHART INDUSTRIES INC	475,000.00	477,375.00	
	CHARTER COMM OPT LLC/CAP	325,000.00	335,562.50	
	CHARTER COMM OPT LLC/CAP	750,000.00	843,750.00	
	CHESAPEAKE ENERGY CORP	1,125,000.00	1,155,937.50	

	CHESAPEAKE ENERGY CORP	950,000.00	1,056,875.00	
	CHOCTAW RESORT DEVEL ENT	420,000.00	279,300.00	
	CIE GEN GEOPHYSIQUE	1,150,000.00	1,236,250.00	
	CIE GEN GEOPHYSIQUE	75,000.00	75,000.00	
	CII CARBON LLC	550,000.00	556,187.50	
	CINEMARK USA INC	200,000.00	209,500.00	
	CIT GROUP INC	1,150,000.00	1,092,500.00	
	CIT GROUP INC	275,000.00	254,375.00	
	CIT GROUP INC	1,575,000.00	1,387,968.75	
	CITIZENS COMM CO 7.125%	650,000.00	615,875.00	
	CLAIRE'S STORES INC	119,913.00	96,529.96	
	CLAIRE'S STORES INC	700,000.00	556,500.00	
	CLEAR CHANNEL COMMUNICAT	825,000.00	776,531.25	
	CLEAR CHANNEL COMMUNICAT	225,000.00	168,750.00	
	CLEAR CHANNEL WORLDWIDE	1,200,000.00	1,246,500.00	
	CLEARWIRE COMM/FINANCE	2,300,000.00	2,363,250.00	
	CLEARWIRE CORP	2,175,000.00	2,234,812.50	
	CLOUD PEAK ENRGY RES/FIN	650,000.00	653,250.00	
	CMS ENERGY CORP	100,000.00	109,966.20	
	COLT DEFENSE/FINANCE	925,000.00	959,687.50	
	COMMUNITY HEALTH SYSTEMS	3,325,000.00	3,458,000.00	
	COMPTON PETROLEUM CORP	775,000.00	635,500.00	
	COMPUCOM SYSTEMS INC	875,000.00	893,593.75	
	COMSTOCK RESOURCES INC	1,800,000.00	1,813,500.00	
	CONCHO RESOURCES INC	425,000.00	447,312.50	
	CONNACHER OIL AND GAS	200,000.00	223,000.00	
	CONNACHER OIL AND GAS	1,475,000.00	1,368,062.50	
	CONSTELLATION BRANDS INC	675,000.00	722,250.00	
	CONSTELLATION BRANDS INC	450,000.00	459,000.00	
	CORNELL CO'S INC	125,000.00	128,125.00	
	CPM HOLDINGS INC	1,125,000.00	1,192,500.00	
	CRC HEALTH CORP	1,800,000.00	1,521,000.00	
	CRICKET COMMUNICATIONS I	225,000.00	228,937.50	
	CROWN AMERICAS LLC	50,000.00	52,000.00	
	CROWN CASTLE INTL CORP	1,475,000.00	1,578,250.00	

	CSC HOLDINGS INC	950,000.00	1,016,500.00	
	D.R. HORTON INC	225,000.00	212,625.00	
	D.R. HORTON INC	925,000.00	911,125.00	
	DAVITA INC	300,000.00	302,250.00	
	DELTA AIR LINES	925,000.00	967,781.25	
	DELTA AIR LINES	2,175,000.00	2,185,875.00	
	DELUXE CORP	175,000.00	169,531.25	
	DEX MEDIA INC	2,250,000.00	579,375.00	
	DEX MEDIA WEST/FINANCE	1,475,000.00	468,312.50	
	DIGICEL GROUP LTD	1,350,000.00	1,316,250.00	
	DIGICEL GROUP LTD	1,775,000.00	1,739,500.00	
	DIGICEL SA	525,000.00	585,375.00	
	DISH DBS CORP	1,350,000.00	1,422,562.50	
	DOLE FOODS CO	525,000.00	535,500.00	
	DOLLAR GENERAL CORP	250,000.00	278,750.00	
	DOMTAR INC	250,000.00	269,062.50	
	DYNEGY HOLDINGS INC	175,000.00	182,875.00	
	DYNEGY HOLDINGS INC	1,950,000.00	1,881,750.00	
	EDISON MISSION ENERGY	575,000.00	544,812.50	
	EDISON MISSION ENERGY	1,924,000.00	1,529,580.00	
	EDISON MISSION ENERGY	675,000.00	519,750.00	

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
社債券	EDISON MISSION ENERGY	925,000.00	633,625.00	
	EL PASO CORP	650,000.00	697,125.00	
	EL PASO CORP	1,125,000.00	1,011,920.62	
	EL PASO CORPORATION	1,250,000.00	1,317,736.25	
	EL PASO CORPORATION	800,000.00	768,024.00	
	EL PASO PERFORMANCE-LINK	1,000,000.00	1,030,310.00	
	ELIZABETH ARDEN INC	900,000.00	891,000.00	
	ENCORE ACQUISITION CO	100,000.00	106,250.00	
	ENCORE ACQUISITION CO	725,000.00	731,343.75	
	ENERGY FUTURE HOLDINGS	7,200,000.00	5,976,000.00	
	ENERGY FUTURE HOLDINGS	1,219,000.00	889,870.00	

	ESSAR STEEL ALGOMA INC	1,075,000.00	1,065,593.75	
	EVRAZ GROUP SA	500,000.00	500,000.00	
	EXPRO FINANCE LUXEMBOURG	1,400,000.00	1,396,500.00	
	EYE CARE CTRS OF AMERICA	925,000.00	955,062.50	
	FIRST DATA CORPORATION	2,175,000.00	2,060,812.50	
	FIRST DATA CORPORATION	975,000.00	882,375.00	
	FMC FINANCE III SA	200,000.00	200,000.00	
	FMG FINANCE PTY LTD	2,375,000.00	2,639,218.75	
	FORD MOTOR COMPANY	200,000.00	208,500.00	
	FORD MOTOR COMPANY	350,000.00	327,250.00	
	FORD MOTOR COMPANY	900,000.00	810,000.00	
	FORD MOTOR CREDIT CO	550,000.00	512,187.50	
	FORD MOTOR CREDIT CO	850,000.00	851,592.90	
	FORD MOTOR CREDIT CO	700,000.00	704,672.50	
	FORD MOTOR CREDIT CO LLC	2,500,000.00	2,627,260.00	
	FORD MOTOR CREDIT CO LLC	975,000.00	1,134,682.57	
	FORD MOTOR CREDIT CO LLC	1,125,000.00	1,115,724.37	
	FREEDOM GROUP INC	975,000.00	1,039,593.75	
	FREEDOM GROUP INC	275,000.00	293,218.75	
	FREESCALE SEMICONDUCTOR	1,100,000.00	918,500.00	
	FTI CONSULTING	1,350,000.00	1,375,312.50	
	FTI CONSULTING INC	675,000.00	686,812.50	
	GANNETT CO INC	350,000.00	365,750.00	
	GANNETT CO INC	1,500,000.00	1,571,250.00	
	GCI INC	2,345,000.00	2,339,137.50	
	GCI INC	750,000.00	763,125.00	
	GENERAL NUTRITION CENTER	1,775,000.00	1,664,062.50	
	GENL MOTORS ACCEPT CORP	2,825,000.00	2,665,647.40	
	GEOEYE INC	500,000.00	516,875.00	
	GEOKINETICS HOLDINGS INC	1,150,000.00	1,138,500.00	
	GEORGIA GULF CORPORATION	550,000.00	558,250.00	
	GEORGIA-PACIFIC CORP	1,775,000.00	1,814,937.50	
	GLOBAL AVIATION HOLDINGS	825,000.00	823,968.75	
	GLOBAL CROSSING LTD	2,475,000.00	2,728,687.50	
	GMAC	2,125,000.00	2,091,335.75	

	GMAC LLC	525,000.00	531,562.50	
	GMAC LLC	1,450,000.00	1,420,913.00	
	GMAC LLC	100,000.00	96,500.00	
	GMAC LLC	3,900,000.00	3,685,500.00	
	GOODMAN GLOBAL GRP INC	1,425,000.00	815,812.50	
	GOODMAN GLOBAL INC	625,000.00	694,531.25	
	GREAT ATLANTIC & PAC TEA	800,000.00	844,000.00	
	GREIF INC	300,000.00	311,250.00	
	GXS WORLDWIDE INC	2,125,000.00	2,109,062.50	
	HANESBRANDS INC	550,000.00	523,187.50	
	HANESBRANDS INC	2,775,000.00	2,844,375.00	
	HARRAHS OPERATING CO INC	1,050,000.00	863,625.00	
	HARRAHS OPERATING CO INC	3,425,000.00	2,774,250.00	
	HARRAHS OPERATING ESCROW	1,075,000.00	1,130,093.75	
	HAWKER BEECHCRAFT ACQ CO	125,000.00	88,125.00	
	HAWKER BEECHCRAFT ACQ CO	200,000.00	124,000.00	
	HCA INC	5,675,000.00	6,114,812.50	
	HCA INC	750,000.00	828,750.00	
	HCA INC	1,550,000.00	1,623,625.00	
	HEADWATERS INC	450,000.00	471,375.00	
	HEALTHSOUTH CORP	200,000.00	218,500.00	
	HEALTHSOUTH CORP	500,000.00	495,000.00	
	HELLAS II	1,700,000.00	59,500.00	
	HERBST GAMING INC	525,000.00	2,953.12	
	HERBST GAMING INC	550,000.00	3,093.75	
	HERTZ CORPORATION	5,250,000.00	5,387,812.50	
	HERTZ CORPORATION	485,000.00	520,162.50	
	HERTZ GLOBAL HOLDINGS IN	225,000.00	365,625.00	
	HEXION US FIN/NOVA SCOTI	75,000.00	73,875.00	
	HILCORP ENERGY I/HILCORP	1,840,000.00	1,895,200.00	
	HOLLY CORP	1,250,000.00	1,331,250.00	
	HOLLY ENERGY PARTNERS LP	1,650,000.00	1,600,500.00	

[次へ](#)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
社債券	HORNBECK OFFSHORE SRVCS	1,300,000.00	1,306,500.00	
	HOST HOTELS & RESORTS LP	300,000.00	328,500.00	
	HOST MARRIOTT LP	2,350,000.00	2,408,750.00	
	HUNTSMAN INTL LLC	600,000.00	579,000.00	
	IASIS HEALTHCARE/CAP CRP	825,000.00	839,437.50	
	IMC GLOBAL INC	175,000.00	184,269.05	
	INEOS GROUP HOLDINGS PLC	1,950,000.00	1,306,500.00	
	INERGY LP/INERGY FIN	375,000.00	372,656.25	
	INERGY LP/INERGY FIN	350,000.00	357,875.00	
	INGLES MARKETS INC	875,000.00	914,375.00	
	INMARSAT FINANCE PLC	300,000.00	308,250.00	
	INN OF THE MOUNTAIN GODS	1,030,000.00	431,312.50	
	INNOPHOS HOLDINGS INC	600,000.00	612,000.00	
	INNOPHOS INC	950,000.00	969,000.00	
	INTELSAT BERMUDA LTD	1,175,000.00	1,186,750.00	
	INTELSAT BERMUDA LTD	600,000.00	595,500.00	
	INTELSAT CORP	250,000.00	258,125.00	
	INTELSAT CORP	575,000.00	596,562.50	
	INTELSAT JACKSON HLDG	1,525,000.00	1,574,562.50	
	INTELSAT SUBSIDIARY	2,325,000.00	2,412,187.50	
	INTELSAT SUBSIDIARY HLDG	1,850,000.00	1,910,125.00	
	INTERTAPE POLYMER US INC	325,000.00	279,906.25	
	IPALCO ENTERPRISES INC	450,000.00	455,625.00	
	IPAYMENT INC	850,000.00	710,812.50	
	J.B.POINDEXTER & CO	275,000.00	230,312.50	
	JO-ANN STORES INC	400,000.00	384,000.00	
	JOHNSON DIVERSEY HOLD INC	525,000.00	540,750.00	
	K HOVNANIAN ENTERPRSES	972,000.00	704,700.00	
	K.HOVNANIAN ENTERPRISES	1,825,000.00	1,323,125.00	
	KAR HOLDINGS INC	1,150,000.00	1,190,250.00	
	KAR HOLDINGS INC	25,000.00	26,875.00	
	KB HOME	475,000.00	501,125.00	
	KOPPERS INC	375,000.00	380,625.00	
	LANDRY'S RESTAURANT INC	925,000.00	985,125.00	
	LEVEL3 FINANCING INC	50,000.00	38,250.00	
	LEVEL3 FINANCING INC	575,000.00	530,437.50	
	LIN TELEVISION CORP	100,000.00	97,000.00	
	LIN TELEVISION CORP	425,000.00	405,875.00	
	LINN ENERGY LLC	700,000.00	789,250.00	
	LIONS GATE ENTERTAINMENT	975,000.00	971,343.75	
	LOCAL INSIGHT REGATTA	1,125,000.00	731,250.00	
	LUCENT TECHNOLOGIES	650,000.00	468,812.50	
	M-FOODS HOLDINGS INC	725,000.00	755,812.50	
	MACDERMID INC	1,350,000.00	1,356,750.00	
	MAGNACHIP SEMICONDUCTOR	200,000.00	4,500.00	
	MARKWEST ENERGY PART/FIN	1,975,000.00	1,896,000.00	
	MARKWEST ENERGY PART/FIN	575,000.00	546,250.00	
	MARKWEST ENERGY PART/FIN	1,050,000.00	1,089,375.00	
	MCJUNKIN RED MAN CORP	2,425,000.00	2,382,562.50	
	MEDIACOM BROADBD LLC/CRP	175,000.00	177,625.00	

	MEDIACOM LLC/CAPTL CORP	1,400,000.00	1,442,000.00	
	MEDIMEDIA USA INC	675,000.00	570,375.00	
	MERISANT COMPANY	1,950,000.00	253,500.00	
	MERISANT WORLDWIDE INC	600,000.00	435.00	
	METHANEX CORP	200,000.00	170,731.40	
	MGM MIRAGE INC	650,000.00	591,500.00	
	MGM MIRAGE INC	375,000.00	326,250.00	
	MGM MIRAGE INC	1,025,000.00	1,117,250.00	
	MGM MIRAGE INC	650,000.00	585,000.00	
	MICHAELS STORES INC	775,000.00	819,562.50	
	MILLAR WESTERN FOREST	2,100,000.00	1,548,750.00	
	MIRANT NORTH AMERICA LLC	3,150,000.00	3,134,250.00	
	MOBILE MINI INC	775,000.00	740,125.00	
	MOBILE SERVICES GRP INC	825,000.00	862,125.00	
	MOHEGAN TRIBAL GAMING	325,000.00	209,625.00	
	MOMENTIVE PERFORMANCE	1,700,000.00	1,649,000.00	
	MOMENTIVE PERFORMANCE	300,000.00	265,500.00	
	NAVISTAR INTL CORP	925,000.00	962,000.00	
	NEBRASKA BOOK CO	375,000.00	381,562.50	
	NEENAH CORP	400,000.00	208,500.00	
	NEFF CORP	2,325,000.00	267,375.00	
	NEIMAN MARCUS GROUP INC	2,475,000.00	2,444,062.50	
	NEIMAN MARCUS GROUP INC	364,266.00	359,257.34	
	NETFLIX INC	400,000.00	418,000.00	
	NEWARK GROUP INC	500,000.00	246,875.00	
	NEWFIELD EXPLORATION CO	1,225,000.00	1,246,437.50	
	NEWPAGE CORP	225,000.00	116,156.25	
	NEWPAGE CORP	3,525,000.00	3,577,875.00	

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
社債券	NEXTEL COMMUNICATIONS	4,875,000.00	4,765,312.50	
	NIELSEN FINANCE LLC/CO	1,225,000.00	1,283,187.50	
	NIELSEN FINANCE LLC/CO	800,000.00	734,000.00	
	NMH HOLDINGS INC	701,772.00	526,329.00	
	NORANDA ALUMINIUM ACQUIS	1,522,853.00	1,189,728.90	
	NORANDA ALUMINIUM HOLDIN	787,956.00	532,855.24	
	NORSKE SKOG CANADA	200,000.00	155,250.00	
	NORTH AMERICAN ENERGY AL	425,000.00	454,750.00	
	NOVASEP HOLDING SAS	1,625,000.00	1,592,500.00	
	NOVELIS INC	1,600,000.00	1,532,000.00	
	NRG ENERGY INC	125,000.00	127,500.00	
	NRG ENERGY INC	2,590,000.00	2,602,950.00	
	NRG ENERGY INC	775,000.00	784,687.50	
	NRG ENERGY INC	1,075,000.00	1,107,250.00	
	NTL CABLE PLC	200,000.00	208,000.00	
	NUVEEN INVESTMENTS INC	7,650,000.00	7,076,250.00	
	NXP BV	700,000.00	640,500.00	
	NXP BV	1,075,000.00	929,875.00	
	OMEGA HLTHCARE INVESTORS	1,375,000.00	1,361,250.00	
	OPEN SOLUTIONS INC	500,000.00	386,875.00	
	OPTI CANADA INC	350,000.00	360,500.00	
	OPTI CANADA INC	900,000.00	760,500.00	

OPTI CANADA INC	300,000.00	250,500.00	
OWENS-BROCKWAY GLASS CON	225,000.00	231,750.00	
P.H. GLATFELTER	1,025,000.00	1,023,718.75	
PACIFIC ENERGY PART/FINA	300,000.00	309,320.40	
PACKAGING DYNAMICS FIN	450,000.00	339,750.00	
PAETEC HOLDING CORP	1,000,000.00	1,017,500.00	
PANTRY INC	800,000.00	768,000.00	
PE PAPER ESCROW GMBH	75,000.00	82,927.72	
PEABODY ENERGY CORP	2,475,000.00	2,567,812.50	
PENHALL INTERNATIONAL	1,200,000.00	759,000.00	
PENINSULA GAMING LLC	275,000.00	275,687.50	
PENINSULA GAMING LLC	575,000.00	580,031.25	
PETROHAWK ENERGY CORP	175,000.00	192,500.00	
PETROLEUM DEVELOPMENT CO	475,000.00	492,812.50	
PETROPLUS FINANCE LTD	475,000.00	448,875.00	
PETROPLUS FINANCE LTD	1,600,000.00	1,456,000.00	
PHILLIPS VAN-HEUSEN	1,250,000.00	1,281,250.00	
PINNACLE ENTERTAINMENT	175,000.00	179,375.00	
PINNACLE FOODS 10.625% 1	1,025,000.00	1,078,812.50	
PIONEER NATURAL RESOURCE	800,000.00	804,477.60	
PLAINS EXPLORATION & PRO	200,000.00	205,000.00	
PLAINS EXPLORATION & PRO	525,000.00	580,125.00	
PLAINS EXPLORATION & PRO	1,675,000.00	1,721,062.50	
PLAINS EXPLORATION & PRO	650,000.00	677,625.00	
PLAINS EXPLORATION 7% 3/	525,000.00	522,375.00	
PLY GEM INDUSTRIES	3,100,000.00	3,177,500.00	
POKAGON GAMING AUTHORITY	437,000.00	457,757.50	
PRIDE INTERNATIONAL INC	525,000.00	607,687.50	
PROPEX FABRICS INC	1,025,000.00	5,637.50	
PSYCHIATRIC SOLUTIONS IN	375,000.00	364,687.50	
PUBLIC SERVICE CO OF NEW	1,100,000.00	1,153,362.10	
PXRE CAPITAL TRUST I	1,000,000.00	930,000.00	
QUALITY DISTRIB/QD CAP	1,200,000.00	966,000.00	
QUEBECOR MEDIA	1,725,000.00	1,737,937.50	
QUICKSILVER RESOURCE	425,000.00	401,625.00	
QUICKSILVER RESOURCES IN	700,000.00	724,500.00	
QUICKSILVER RESOURCES IN	425,000.00	448,375.00	
QVC INC	1,700,000.00	1,742,500.00	
QWEST COMMUNICATIONS INT	350,000.00	353,500.00	
QWEST CORPORATION	825,000.00	730,125.00	
RANGE RESOURCES CORP	1,175,000.00	1,175,000.00	
RANGE RESOURCES CORP	550,000.00	591,250.00	
RBS GLOBAL & REXNORD COR	393,000.00	395,947.50	
RBS GLOBAL & REXNORD COR	125,000.00	125,625.00	
REALOGY CORP	2,375,000.00	2,090,000.00	
REALOGY CORP	725,000.00	572,750.00	
REGENCY ENERGY PARTNERS	1,475,000.00	1,585,625.00	
RELIANCE INTERMEDIATE HO	800,000.00	837,000.00	
RES-CARE INC	900,000.00	900,000.00	
RITE AID CORP	1,725,000.00	1,543,875.00	
RITE AID CORP	1,575,000.00	1,693,125.00	
RITE AID ESCROW CORP	620,000.00	550,250.00	

	RYERSON INC	150,000.00	138,937.50	
	SABINE PASS LNG LP	775,000.00	649,062.50	
	SAINT ACQUISITION (SWIFT	675,000.00	583,875.00	
	SALEM COMMUNICATIONS	1,150,000.00	1,210,375.00	

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
社債券	SANDRIDGE ENERGY INC	250,000.00	246,250.00	
	SANMINA-SCI CORP	600,000.00	594,750.00	
	SBA TELECOMMUNICATIONS	825,000.00	866,250.00	
	SCIENTIFIC GAMES INTERNA	350,000.00	369,250.00	
	SEAGATE TECHNOLOGY HDD H	275,000.00	269,500.00	
	SEITEL ACQUISITION CORP	880,000.00	629,200.00	
	SENECA GAMING CORP	125,000.00	122,500.00	
	SENECA GAMING CORP	175,000.00	171,500.00	
	SEQUA CORP	975,000.00	931,125.00	
	SERVICE CORP INTL	300,000.00	294,000.00	
	SERVICE CORP INTL	1,675,000.00	1,641,500.00	
	SERVICE CORP INTL	1,250,000.00	1,221,875.00	
	SERVICE CORP INTL	1,250,000.00	1,237,500.00	
	SERVICEMASTER COMPANY	1,250,000.00	1,312,500.00	
	SESI LLC	1,325,000.00	1,308,437.50	
	SGS INTERNATIONAL INC	1,150,000.00	1,173,000.00	
	SINCLAIR TELEVISION GROU	625,000.00	653,125.00	
	SMITHFIELD FOODS INC	575,000.00	576,437.50	
	SMITHFIELD FOODS INC	1,025,000.00	996,812.50	
	SMITHFIELD FOODS INC	3,750,000.00	4,087,500.00	
	SNOQUALMIE ENT AUTH	250,000.00	123,750.00	
	SNOQUALMIE ENT AUTH	1,150,000.00	618,125.00	
	SOLUTIA INC	1,200,000.00	1,254,000.00	
	SONIC AUTOMOTIVE INC	750,000.00	750,000.00	
	SPRINT CAPITAL CORP	750,000.00	778,125.00	
	SPRINT CAPITAL CORP	500,000.00	465,000.00	
	SPRINT CAPITAL CORP	3,325,000.00	3,175,375.00	
	SPRINT NEXTEL CORP	325,000.00	334,750.00	
	STANADYNE CORP	950,000.00	869,250.00	
	STANADYNE HOLDINGS INC	100,000.00	69,500.00	
	STANDARD PACIFIC CORP	525,000.00	490,875.00	
	STANDARD PACIFIC CORP	1,175,000.00	1,034,000.00	
	STANDARD PACIFIC ESCROW	1,425,000.00	1,474,875.00	
	STARWOOD HOTELS & RESORT	600,000.00	601,500.00	
	STATION CASINOS	1,895,000.00	18,950.00	
	STEEL DYNAMICS INC	525,000.00	544,687.50	
	STEEL DYNAMICS INC	325,000.00	323,781.25	
	STEINWAY MUSICAL INSTRUM	300,000.00	273,750.00	
	STEWART ENTERPRISES	475,000.00	464,312.50	
	SUNGARD DATA SYSTEMS INC	1,900,000.00	1,957,000.00	
	SUNGARD DATA SYSTEMS INC	325,000.00	346,937.50	
	SUPERVALU INC	1,875,000.00	1,907,812.50	
	TALECRIS BIOTHERAPEUTICS	850,000.00	877,625.00	
	TARGA RESOURCES INC	525,000.00	548,625.00	
	TARGA RESOURCES PARTNERS	875,000.00	875,000.00	
	TECK RESOURCES LIMITED	1,250,000.00	1,448,437.50	

	TELCORDIA TECHNOLOGIES	2,225,000.00	1,991,375.00	
	TENASKA ALABAMA PART	631,472.99	584,680.84	
	TENET HEALTHCARE CORP	962,000.00	1,043,770.00	
	TENNECO AUTOMOTIVE INC	875,000.00	887,031.25	
	TENNECO INC	350,000.00	355,687.50	
	TENNESSEE GAS PIPELINE	625,000.00	720,312.50	
	TEREX CORP	2,325,000.00	2,232,000.00	
	TERRA CAPITAL INC	825,000.00	886,875.00	
	TESORO CORP	850,000.00	888,250.00	
	TEXAS COMP ELEC HOLD CO	1,275,000.00	1,048,687.50	
	TEXAS COMP ELEC HOLD LLC	300,000.00	246,750.00	
	TICKETMASTER	1,675,000.00	1,813,187.50	
	TITAN INTERNATIONAL INC	925,000.00	911,125.00	
	TOLL BROS FINANCE CORP	300,000.00	296,217.90	
	TOPS MARKETS	475,000.00	491,625.00	
	TOWN SPORTS INTL INC	200,000.00	122,000.00	
	TOYS R US PROPERTY CO I	1,125,000.00	1,243,125.00	
	TOYS R US PROPERTY CO II	1,900,000.00	1,957,000.00	
	TRANSDIGM INC	375,000.00	381,562.50	
	TRANSDIGM INC	1,100,000.00	1,116,500.00	
	TRICO SHIPPING AS	1,475,000.00	1,511,875.00	
	TRIMAS CORP	425,000.00	419,156.25	
	TRIUMPH GROUP INC	575,000.00	589,375.00	
	TRW AUTOMOTIVE INC	1,175,000.00	1,144,156.25	
	TUBE CITY IMS CORP	1,125,000.00	1,092,656.25	
	UMBRELLA ACQUISITION	1,837,874.00	1,635,707.86	
	UNITED AUTO GROUP INC	1,825,000.00	1,772,531.25	
	UNITED MARITIME LLC/CORP	825,000.00	831,187.50	
	UNITED REFINING	575,000.00	546,250.00	
	UNITED SURGICAL PARTNERS	300,000.00	307,500.00	
	UNIVERSAL CITY DEVELOPMT	1,025,000.00	1,007,062.50	
	UNIVERSAL CITY DEVELOPMT	1,450,000.00	1,468,125.00	

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
社債券	UNIVERSAL HOSPITAL SERVI	150,000.00	127,125.00	
	UNIVERSAL HOSPITAL SERVI	250,000.00	247,500.00	
	UNIVISION COMMUNICATIONS	2,950,000.00	3,263,437.50	
	UPC GERMANY GMBH	1,000,000.00	1,016,250.00	
	UPC HOLDING BV	1,200,000.00	1,272,000.00	
	US ONCOLOGY HOLDINGS INC	649,759.00	610,773.46	
	US ONCOLOGY INC	175,000.00	184,625.00	
	US ONCOLOGY INC	2,325,000.00	2,452,875.00	
	US STEEL CORP	775,000.00	760,264.15	
	USG CORP	575,000.00	616,687.50	
	VANGUARD HEALTH HLD I	300,000.00	317,250.00	
	VENOCO INC	1,975,000.00	2,044,125.00	
	VENTAS REALTY LP/CAP CRP	1,588,000.00	1,603,880.00	
	VENTAS REALTY LP/CAP CRP	325,000.00	316,875.00	
	VERSO PAPER HLDGS LLC/IN	175,000.00	194,687.50	
	VERSO PAPER HLDGS LLC/IN	900,000.00	747,000.00	
	VIASAT INC	100,000.00	103,500.00	
	VIASYSTEMS INC	325,000.00	349,781.25	

	VIDEOTRON LTEE	875,000.00	883,750.00	
	VIDEOTRON LTEE	600,000.00	589,500.00	
	VIDEOTRON LTEE	75,000.00	83,062.50	
	VIDEOTRON LTEE	775,000.00	858,312.50	
	VISKASE COS INC	525,000.00	531,562.50	
	WASTE MANAGEMENT INC	225,000.00	249,601.95	
	WESTERN REFINING INC	350,000.00	318,500.00	
	WILLIAMS PARTNERS LP/WIL	400,000.00	404,673.60	
	WIND ACQUISITION FIN SA	2,550,000.00	2,741,250.00	
	WIND ACQUISITION FIN SA	525,000.00	580,125.00	
	WIND ACQUISITION HOLDING	800,000.00	788,000.00	
	WINDSTREAM CORP	2,155,000.00	2,211,568.75	
	WINDSTREAM CORP	500,000.00	470,000.00	
	YONKERS RACING CORP	675,000.00	712,125.00	
	FREEPORT-MC C&G(FCX) 6.75 5/01/10 SERIES	1,052,500.00	1,248,265.00	※
米ドル計	銘柄数：492	481,344,189.99	450,342,622.80	
			(41,584,637,789)	
	組入時価比率：93.9%		100%	
社債券計			41,584,637,789	
			(41,584,637,789)	
合計			41,584,637,789	
			(41,584,637,789)	

- (注) 1 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
2 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
3 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。
4 備考欄の※の銘柄はハイブリッド優先証券であることを表しております。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	平成22年1月5日現在			
	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
		うち1年超		
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
売建	417,420,000	—	415,485,000	1,935,000
米ドル	417,420,000	—	415,485,000	1,935,000
合計	417,420,000	—	415,485,000	1,935,000

(注)時価の算定方法 為替予約取引

1)計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下の
ように評価しております。

①計算期間末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2)計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

2 「ユーロ高利回り社債オープン マザーファンド」の状況

以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

(1)貸借対照表

科目	平成22年1月5日現在 金額(円)
資産の部	
流動資産	
預金	29,550,057
コール・ローン	40,428,868
社債券	2,285,207,232
派生商品評価勘定	51,300
未収利息	39,428,454
前払費用	16,292,442
流動資産合計	2,410,958,353
資産合計	2,410,958,353
負債の部	
負債合計	—
純資産の部	
元本等	
元本	2,036,105,603
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	374,852,750
元本等合計	2,410,958,353
純資産合計	2,410,958,353
負債純資産合計	2,410,958,353

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	自 平成21年7月7日 至 平成22年1月5日
1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 社債券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 (2) 外国為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。
2 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3 費用・収益の計上基準	(1) 有価証券売買等損益及び為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

(その他の注記)

	平成22年1月5日現在
1 期首	平成21年7月7日
期首元本額	1,833,340,271 円
期首より平成22年1月5日までの期中追加設定元本額	292,191,149 円
期首より平成22年1月5日までの期中一部解約元本額	89,425,817 円
期末元本額	2,036,105,603 円
期末元本額の内訳*	
米欧 ハイ・インカムオープン	2,036,105,603 円
2 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.1841 円
(10,000口当たり純資産額)	11,841 円)

*当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(3)附属明細表

第1 有価証券明細表

(1)株式(平成22年1月5日現在)

該当事項はございません。

(2)株式以外の有価証券

(平成22年1月5日現在)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
社債券	AGCO CORP	150,000.00	147,570.00	
	ALCATEL SA	150,000.00	147,075.00	
	ARDAGH GLASS FINANCE	120,000.00	131,100.00	
	ARDAGH GLASS FINANCE BV	100,000.00	101,960.00	
	BARRY CALLEBAUT SVCS NV	150,000.00	145,500.00	
	BCM IRELAND FINANCE	460,000.00	349,117.00	
	BEVERAGE PACKAGING HOLD	70,000.00	67,466.00	
	BEVERAGE PACKAGING HOLD	110,000.00	109,681.00	
	BOMBARDIER INC	80,000.00	76,400.00	
	BOMBARDIER INC	350,000.00	362,040.00	
	CAMPOFRIO FOOD SA	220,000.00	223,850.00	
	CARLSON WAGONLIT BV	410,000.00	314,162.50	
	CEDC FIN CORP INTL INC	270,000.00	274,792.50	
	CEMEX FINANCE EUROPE B.V	320,000.00	272,800.00	
	CEMEX FINANCE EUROPE BV	60,000.00	62,550.00	
	CENTRAL EUR DISTR CORP	88,000.00	91,080.00	
	CENTRAL EURO MEDIA ENTER	110,000.00	79,750.00	
	CENTRAL EURO MEDIA ENTER	50,000.00	48,230.00	
	CIRSA CAPITAL LUXEMBOURG	50,000.00	48,315.00	
	CIRSA FINANCE LUXEMBOURG	240,000.00	232,704.00	
	CLONDALKIN ACQUISITION	80,000.00	72,000.00	
	CLONDALKIN INDUSTRIES BV	130,000.00	114,400.00	
	CODERE FIN LUXEMBOURG SA	390,000.00	352,950.00	
	COGNIS GMBH	45,000.00	47,025.00	
	CONSOL GLASS LIMITED	50,000.00	47,532.50	
	ECO-BAT FINANCE PLC	120,000.00	122,400.00	
	EDCON PROPRIETARY LTD	100,000.00	65,000.00	
	FCE BANK PLC	400,000.00	400,120.00	
	FCE BANK PLC	350,000.00	342,562.50	
	FIAT FINANCE & TRADE	110,000.00	119,916.50	
	FIAT FINANCE & TRADE	140,000.00	144,830.00	
	FIAT FINANCE & TRADE	80,000.00	82,400.00	
	FOODCORP LTD	110,000.00	107,156.50	
	FRANZ HANIEL & CIE GMBH	150,000.00	159,750.00	
	FRESENIUS FINANCE BV	125,000.00	128,937.50	
	FRESENIUS US FINANCE II	140,000.00	160,790.00	
	FS FUNDING AS	310,000.00	303,180.00	
	GENL MOTORS ACCEPT CORP	70,000.00	67,900.00	
	GIE PSA TRESORERIE	190,000.00	158,108.50	
	GROHE HOLDING GMBH	80,000.00	68,600.00	
	HEIDELBERGCEMENT AG	380,000.00	398,620.00	
	HEIDELBERGCEMENT AG	50,000.00	53,000.00	
	HEIDELBERGCEMENT FIN BV	210,000.00	219,975.00	
	IESY REPOSITORY GMBH	310,000.00	327,050.00	
	IFCO SYSTEMS NV	70,000.00	76,300.00	
	IMPRESS HOLDINGS BV	90,000.00	94,446.00	

	INEOS GROUP HOLDINGS PLC	320,000.00	211,152.00	
	ING GROEP NV	360,000.00	333,720.00	

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
社債券	ING GROEP NV	240,000.00	158,760.00	
	ISS FINANCING PLC	110,000.00	121,000.00	
	KABEL DEUTSCHLAND GMBH	260,000.00	274,950.00	
	KBC BANK NV	370,000.00	323,916.50	
	KRONOS INTERNATIONAL INC	50,000.00	40,250.00	
	LBG CAPITAL NO.2 PLC	310,000.00	387,376.00	
	LECTA SA	70,000.00	57,267.00	
	LECTA SA	250,000.00	212,287.50	
	LIGHTHOUSE INTL CO SA	320,000.00	227,200.00	
	LINDE FINANCE BV	350,000.00	365,750.00	
	LOTTOMATICA SPA	120,000.00	116,400.00	
	MAGYAR TELECOM BV	90,000.00	89,806.50	
	NALCO COMPANY	160,000.00	160,000.00	
	NALCO COMPANY	100,000.00	103,500.00	
	NEXANS SA	50,000.00	46,000.00	
	NIELSEN FINANCE LLC/CO	170,000.00	174,309.50	
	NORDIC TEL CO HLDGS	485,000.00	483,787.50	
	NORDIC TEL CO HLDGS	50,000.00	53,782.50	
	OI EUROPEAN GROUP BV	380,000.00	371,450.00	
	ONO FINANCE PLC	370,000.00	318,662.50	
	PE PAPER ESCROW GMBH	200,000.00	222,900.00	
	PEERMONT GLOBAL LTD	170,000.00	152,039.50	
	PERI GMBH	80,000.00	80,708.00	
	PEUGEOT SA	90,000.00	99,085.50	
	REXAM PLC	60,000.00	51,045.00	
	REXEL SA	440,000.00	451,770.00	
	RHODIA SA	240,000.00	225,396.00	
	ROCKWOOD SPECIALTIES GRP	230,000.00	229,425.00	
	SMURFIT KAPPA ACQUISITIO	150,000.00	149,250.00	
	SMURFIT KAPPA FUNDING	165,000.00	161,287.50	
	SOCIETE GENERALE	150,000.00	172,207.50	
	SOFTBANK CORPORATION	490,000.00	494,900.00	
	SUEDZUCKER INT FINANCE	190,000.00	162,735.00	
	TEREOS EUROPE	70,000.00	65,618.00	
	TRW AUTOMOTIVE INC	60,000.00	56,880.00	
	TUI AG	150,000.00	142,845.00	
	TUI AG	180,000.00	146,745.00	
	UPC GERMANY GMBH	160,000.00	163,464.00	
	UPC GERMANY GMBH	110,000.00	112,178.00	
	UPC HOLDING BV	390,000.00	385,125.00	
	VALEO	50,000.00	47,785.00	
	VIRGIN MEDIA	18,915.49	19,766.68	
	Versatel AG	80,000.00	67,444.00	
	WENDEL	300,000.00	260,925.00	
	WENDEL	100,000.00	80,350.00	
	WIENERBERGER AG	110,000.00	84,964.00	
	WIND ACQUISITION FIN SA	410,000.00	442,041.50	
	WIND ACQUISITION FIN SA	260,000.00	285,220.00	
ユーロ計	銘柄数：96	17,926,915.49	17,166,520.68	
			(2,285,207,232)	

	組入時価比率：94.8%		100%	
社債券計			2,285,207,232	
			(2,285,207,232)	
合計			2,285,207,232	
			(2,285,207,232)	

- (注) 1 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
 2 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
 3 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	平成22年1月5日現在			
	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
		うち1年超		
市場取引以外の取引 為替予約取引				
買建	17,253,000	—	17,304,300	51,300
ユーロ	17,253,000	—	17,304,300	51,300
合計	17,253,000	—	17,304,300	51,300

(注)時価の算定方法

為替予約取引

1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のよう評価しております。

① 計算期間末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成22年1月29日現在

I	資産総額	5,138,587,632	円
II	負債総額	24,508,767	円
III	純資産総額(I - II)	5,114,078,865	円
IV	発行済口数	7,005,052,212	口
V	1口当たり純資産額(III/IV)	0.7301	円

<ご参考>

「高利回り社債オープン マザーファンド」

I	資産総額	43,416,607,917	円
II	負債総額	81,000,000	円
III	純資産総額(I - II)	43,335,607,917	円
IV	発行済口数	36,223,815,898	口
V	1口当たり純資産額(III/IV)	1.1963	円

「ユーロ高利回り社債オープン マザーファンド」

I	資産総額	2,541,432,954	円
II	負債総額	84,682,955	円
III	純資産総額(I - II)	2,456,749,999	円
IV	発行済口数	2,174,541,974	口
V	1口当たり純資産額(III/IV)	1.1298	円

第5【設定及び解約の実績】

特定期間	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1特定期間	2005年8月1日～2006年1月5日	12,971,549,074	1,775,125,121	11,196,423,953
第2特定期間	2006年1月6日～2006年7月5日	2,359,779,499	3,820,162,566	9,736,040,886
第3特定期間	2006年7月6日～2007年1月5日	603,923,593	1,929,087,951	8,410,876,528
第4特定期間	2007年1月6日～2007年7月5日	207,776,967	1,207,008,771	7,411,644,724
第5特定期間	2007年7月6日～2008年1月7日	107,515,431	797,297,035	6,721,863,120
第6特定期間	2008年1月8日～2008年7月7日	40,420,846	888,313,430	5,873,970,536
第7特定期間	2008年7月8日～2009年1月5日	37,143,965	625,524,651	5,285,589,850
第8特定期間	2009年1月6日～2009年7月6日	71,700,216	137,313,832	5,219,976,234
第9特定期間	2009年7月7日～2010年1月5日	1,808,005,117	435,233,047	6,592,748,304

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

平成22年2月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間ににおける主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2)会社の機構

(a)会社の意思決定機構

当社は委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表執行役ならびに執行役、指名委員会、監査委員会および報酬委員会をおきますが、代表取締役および監査役会は設けません。各機関の権限は以下のとおりであります。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また執行役・代表執行役、各委員会の委員等を選任し、取締役および執行役の職務の執行を監督します。

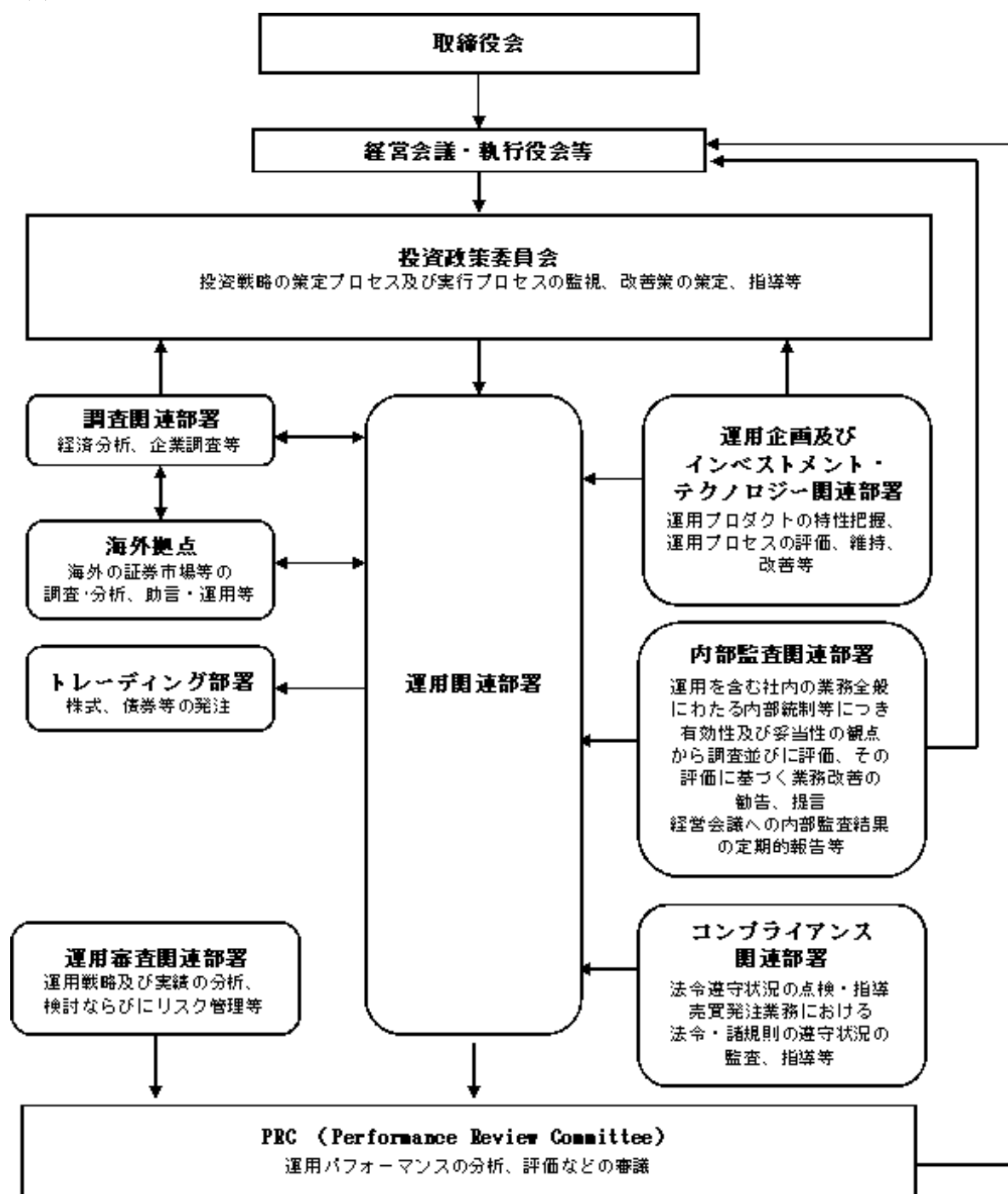
代表執行役・執行役

各執行役は、当社の業務の執行を行います。代表執行役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表執行役および執行役で構成される経営会議および執行役会が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役会で選定された執行役員が含まれます。

委員会

取締役3名以上(但し、各委員につき過半数は社外取締役であって執行役でない者)で構成され、イ)指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任・解任・不再任に関する議案の内容を決定し、ロ)報酬委員会は取締役・執行役が受ける個人別の報酬の決定に関する方針を定め、かつそれに従って各報酬の内容を決定し、ハ)監査委員会は取締役・執行役の職務執行の適法性ならびに妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容を決定します。

(b)投資信託の運用体制



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は平成22年2月26日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)。

種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	637	8,970,372
単位型株式投資信託	18	96,738
追加型公社債投資信託	19	4,788,244
単位型公社債投資信託	0	0
合計	674	13,855,354

3 【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号及び平成20年12月12日付内閣府令第80号により改正されておりますが、前事業年度(第49期事業年度)は、内閣府令第50号及び内閣府令第80号改正前の財務諸表等規則に基づき作成しており、当事業年度(第50期事業年度)は、内閣府令第50号附則第2条第1項第1号により、内閣府令第50号改正前の財務諸表等規則及び内閣府令第80号改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。なお、中間財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号により改正されておりますが、委託会社の中間財務諸表は、同内閣府令附則第4条第1項第1号により、改正前の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3. 委託会社の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度及び当事業年度の財務諸表ならびに中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査及び中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

		前事業年度 (平成20年3月31日)		当事業年度 (平成21年 3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金			2,855		560
金銭の信託			32,058		34,551
有価証券			6,300		3,400
短期貸付金			1,526		592
前払金			45		43
前払費用			9		17
未収入金			81		84
未収委託者報酬			13,910		7,489
未収収益			2,030		1,629
未収法人税等			—		498
繰延税金資産			1,137		879
その他			1,072		807
貸倒引当金			△7		△4
流動資産計			61,020		50,549
固定資産					
有形固定資産			1,972		2,183
建物	※2	800		710	
器具備品	※2	1,171		1,472	
無形固定資産			8,857		12,407
ソフトウェア		8,852		12,403	
電話加入権		2		2	
その他		2		1	
投資その他の資産			45,424		28,519
投資有価証券		27,606		10,693	
関係会社株式	※3	15,739		15,743	
従業員長期貸付金		194		385	
長期差入保証金		34		39	
長期前払費用		17		19	
繰延税金資産		1,567		1,256	
その他		264		381	
貸倒引当金		△0		△0	
固定資産計			56,253		43,110
資産合計			117,274		93,659

		前事業年度 (平成20年3月31日)		当事業年度 (平成21年 3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(負債の部)					
流動負債					
関係会社短期借入金			—		12,000
預り金			148		95
未払金	※ 1		12,848		5,750
未払収益分配金		5		5	
未払償還金		105		82	
未払手数料		6,115		3,275	
その他未払金		6,622		2,387	
未払費用	※ 1		8,363		4,849
未払法人税等	※ 4		1,591		4
前受収益			8		6
賞与引当金			1,730		1,080
その他			102		4
流動負債計			24,794		23,790
固定負債					
退職給付引当金			5,359		4,620
時効後支払損引当金			467		462
その他			64		642
固定負債計			5,890		5,724
負債合計			30,685		29,515
(純資産の部)					
株主資本			81,714		61,810
資本金			17,180		17,180
資本剰余金			11,729		11,729
資本準備金		11,729		11,729	
利益剰余金			52,804		32,900
利益準備金		685		685	
その他利益剰余金		52,119		32,215	
別途積立金		35,606		24,606	
繰越利益剰余金		16,512		7,608	
評価・換算差額等			4,874		2,333
その他有価証券評価差額金			5,124		2,084
繰延ヘッジ損益			△250		249
純資産合計			86,589		64,143
負債・純資産合計			117,274		93,659

(2) 【損益計算書】

		前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業収益					
委託者報酬			124,893		84,195
運用受託報酬			10,506		8,315
その他営業収益			8		27
営業収益計			135,408		92,537
営業費用					
支払手数料			57,704		39,122
広告宣伝費			2,439		1,438
公告費			27		2
受益証券発行費			27		34
調査費			32,108		21,176
調査費		1,576		1,643	
委託調査費		30,532		19,532	
委託計算費			681		790
営業雑経費			2,950		2,709
通信費		175		208	
印刷費		1,375		1,382	
協会費		76		87	
諸経費		1,322		1,031	
営業費用計			95,938		65,272
一般管理費					
給料			10,229		8,863
役員報酬	※ 2	667		329	
給料・手当		6,480		6,507	
賞与		3,081		2,025	
交際費			212		168
旅費交通費			786		557
租税公課			637		443
不動産賃借料			1,687		1,559
退職給付費用			951		1,124
固定資産減価償却費			2,543		3,288
諸経費			5,902		6,448
一般管理費計			22,949		22,452
営業利益			16,519		4,812

		前事業年度 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)		当事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業外収益					
受取配当金	※ 1	2,369		8,013	
収益分配金		282		225	
受取利息		86		32	
デリバティブ利益		1,308		858	
その他		337		192	
営業外収益計			4,384		9,322
営業外費用					
支払利息	※ 1	—		175	
金銭の信託運用損		392		1,212	
為替差損		67		133	
時効後支払損引当金繰入額		178		97	
その他		8		53	
営業外費用計			647		1,671
経常利益			20,256		12,463
特別利益					
投資有価証券等売却益		1,421		1,085	
株式報酬受入益		312		299	
リース資産買取差益		—		2	
特別利益計			1,734		1,387
特別損失					
投資有価証券等売却損		80		1,471	
投資有価証券等評価損		23		5	
固定資産除却損	※ 3	56		405	
過年度時効後支払損引当金繰入額		429		—	
退職給付制度移行損失		—		118	
特別損失計			589		2,001
税引前当期純利益			21,400		11,849
法人税、住民税及び事業税			9,211		2,893
法人税等調整額			50		2,334
当期純利益			12,139		6,621

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	17,180	17,180
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	17,180	17,180
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	11,729	11,729
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	11,729	11,729
資本剰余金合計		
前期末残高	11,729	11,729
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	11,729	11,729
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	685	685
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	685	685
その他利益剰余金		
別途積立金		
前期末残高	35,606	35,606
当期変動額		
別途積立金の取崩	—	△11,000
当期変動額合計	—	△11,000
当期末残高	35,606	24,606
繰越利益剰余金		
前期末残高	17,249	16,512
当期変動額		
別途積立金の取崩	—	11,000
剰余金の配当	△12,876	△26,526
当期純利益	12,139	6,621
当期変動額合計	△737	△8,904
当期末残高	16,512	7,608

利益剰余金合計		
前期末残高	53,541	52,804
当期変動額		
剰余金の配当	△12,876	△26,526
当期純利益	12,139	6,621
当期変動額合計	△737	△19,904
当期末残高	52,804	32,900
株主資本合計		
前期末残高	82,451	81,714
当期変動額		
剰余金の配当	△12,876	△26,526
当期純利益	12,139	6,621
当期変動額合計	△737	△19,904
当期末残高	81,714	61,810
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	11,008	5,124
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△5,883	△3,040
当期変動額合計	△5,883	△3,040
当期末残高	5,124	2,084
繰延ヘッジ損益		
前期末残高	△610	△250
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	360	499
当期変動額合計	360	499
当期末残高	△250	249
評価・換算差額等合計		
前期末残高	10,397	4,874
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△5,522	△2,541
当期変動額合計	△5,522	△2,541
当期末残高	4,874	2,333
純資産合計		
前期末残高	92,849	86,589
当期変動額		
剰余金の配当	△12,876	△26,526
当期純利益	12,139	6,621
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△5,522	△2,541
当期変動額合計	△6,259	△22,445
当期末残高	86,589	64,143

[重要な会計方針]

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																
1. 有価証券の評価基準及び評価方法 (1) 子会社株式及び関連会社株式 …移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの… 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております) 時価のないもの… 移動平均法による原価法 2. デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法 時価法 3. 金銭の信託の評価基準及び評価方法 時価法 4. 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法によっております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 <table border="0"> <tr> <td>建物</td><td>38～50年</td></tr> <tr> <td>附属設備</td><td>8～15年</td></tr> <tr> <td>構築物</td><td>20年</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>4～15年</td></tr> </table> (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間に基づく定額法によっております。 5. 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支払に備えるため、支払見込額を計上しております。	建物	38～50年	附属設備	8～15年	構築物	20年	器具備品	4～15年	1. 有価証券の評価基準及び評価方法 (1) 子会社株式及び関連会社株式 (同左) (2) その他有価証券 時価のあるもの (同左) 時価のないもの (同左) 2. デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法 (同左) 3. 金銭の信託の評価基準及び評価方法 (同左) 4. 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法によっております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 <table border="0"> <tr> <td>建物</td><td>38～50年</td></tr> <tr> <td>附属設備</td><td>8～15年</td></tr> <tr> <td>構築物</td><td>20年</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>4～15年</td></tr> </table> (2) 無形固定資産及び投資その他の資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間に基づく定額法によっております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 5. 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 (同左) (2) 賞与引当金 賞与の支払に備えるため、支払見込額を計上しております。	建物	38～50年	附属設備	8～15年	構築物	20年	器具備品	4～15年
建物	38～50年																
附属設備	8～15年																
構築物	20年																
器具備品	4～15年																
建物	38～50年																
附属設備	8～15年																
構築物	20年																
器具備品	4～15年																

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び適格退職年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 適格退職年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び適格退職年金に係る過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。 6. リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 7. ヘッジ会計 (1)ヘッジ会計の方法 ヘッジ会計は、原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る損益を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで資産または負債として繰り延べる方法によっております。 (2)ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段－為替予約、株価指数先物 ヘッジ対象－投資有価証券 (3)ヘッジ方針 投資有価証券に係る為替変動リスク及び価格変動リスクをヘッジしております。 (4)ヘッジ有効性評価の方法 為替変動リスク及び価格変動リスクのヘッジにつきましては、そのリスク減殺効果を、対応するヘッジ手段ならびにヘッジ対象ごとに定期的に把握し、ヘッジの有効性を確かめております。 8. 消費税等の会計処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当期の費用として処理しております。 9. 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。	(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。 (4) 時効後支払損引当金 (同左) 6. リース取引の処理方法 リース取引開始日が平成20年4月1日より前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 7. ヘッジ会計 (1)ヘッジ会計の方法 (同左) (2)ヘッジ手段とヘッジ対象 (同左) (3)ヘッジ方針 (同左) (4)ヘッジ有効性評価の方法 (同左) 8. 消費税等の会計処理方法 (同左) 9. 連結納税制度の適用 (同左)

[会計方針の変更]

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
(有形固定資産の減価償却方法) 当事業年度より、法人税法の改正（「所得税法等の一部を改正する法律」（平成19年3月30日 法律第6号）及び「法人税法施行令の一部を改正する政令」（平成19年3月30日 政令第83号））に伴い、平成19年4月1日以降に取得したものについては、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。	-----
(負債計上を中止した項目に対する引当金に関する会計処理) 当事業年度より、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会報告第42号 平成19年4月13日）を適用しております。 この適用により、時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を当事業年度より「時効後支払損引当金」として計上しております。 この結果、従来の方法に比して、経常利益は38百万円、税引前当期純利益は467百万円減少しております。	-----
-----	(リース取引の処理方法) 当事業年度より、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」（平成19年3月30日 企業会計基準委員会）及び企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」（平成19年3月30日 企業会計基準委員会）を適用しております。 この適用により、リース取引開始日が平成20年4月1日以降の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の売買処理に係る方法に準じた会計処理を行い、リース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 なお、企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」（平成19年3月30日 企業会計基準委員会）第79項により、リース取引開始日が平成20年4月1日より前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 なお、これによる財政状態に与える影響はなく、損益に与える影響は軽微であります。

[表示方法の変更]

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
(貸借対照表関係) 前事業年度において「預金」に含めておりました譲渡性預金は、「金融商品会計に関する実務指針」（会計制度委員会報告第14号 平成19年7月4日）において有価証券として取り扱うこととされたため、当事業年度より「有価証券」として表示しております。 なお、前事業年度において「預金」に含めておりました譲渡性預金は、19,800百万円であります。	-----
(損益計算書関係) 1. 前事業年度において「投資顧問収入」として表示していたものは、当事業年度から「運用受託報酬」と表示しております。 2. 「金銭の信託運用損」は営業外費用の総額の10/100を超えたため、区分掲記することとしました。前事業年度は、営業外収益の「その他」に105百万円含まれております。 3. 「為替差損」は営業外費用の総額の10/100を超えたため、区分掲記することとしました。前事業年度は、営業外費用の「その他」に1百万円含まれております。 4. 前事業年度において「法人税等」として表示していたものは、当事業年度から「法人税、住民税及び事業税」と表示しております。	-----

[追加情報]

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
(有形固定資産の減価償却方法) 法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。	-----
-----	(退職給付制度の改訂) 当社は、平成20年12月31日付で退職一時金制度から確定拠出金制度への移行を目的とした退職一時金制度の一部廃止ならびに平成21年1月1日付で適格退職年金制度から確定給付企業年金制度への移行を目的とした退職一時金・年金制度の改訂を行いました。当社は「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号）を適用しております。本改廃に伴う影響額として、特別損益118百万円を計上しております。 この結果、税引前当期純利益が、118百万円減少しております。

[注記事項]

◇ 貸借対照表関係

前事業年度末 (平成20年3月31日)	当事業年度末 (平成21年3月31日)
※ 1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払金 5,619百万円 未払費用 934	※ 1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払金 2,119百万円 未払費用 585
※ 2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 201百万円 器具備品 534 合計 736	※ 2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 295百万円 器具備品 964 合計 1,260
※ 3. 消費貸借契約に基づき貸出されている有価証券は、次のとおりであります。 関係会社株式 3,064百万円	
※ 4. 未払法人税等には、事業所税の未納付額37百万円が含まれております。	

◇ 損益計算書関係

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
※ 1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 2,214百万円	※ 1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 7,864百万円 支払利息 175百万円
※ 2. 役員報酬の範囲額 役員報酬は報酬委員会決議に基づき支給されております。	※ 2. 役員報酬の範囲額 (同左)
※ 3. 固定資産除却損 器具備品 1百万円 ソフトウェア 54 合計 56	※ 3. 固定資産除却損 器具備品 0百万円 ソフトウェア 405 合計 405

◇ 株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	—	—	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成19年5月18日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 12,876百万円

1株当たり配当額 2,500円

基準日 平成19年3月31日

効力発生日 平成19年5月31日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成20年5月28日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 26,526百万円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 5,150円

基準日 平成20年3月31日

効力発生日 平成20年6月2日

当事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	—	—	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成20年5月28日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 26,526百万円

1株当たり配当額 5,150円

基準日 平成20年3月31日

効力発生日 平成20年6月2日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成21年5月28日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 3,605百万円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 700円

基準日 平成21年3月31日

効力発生日 平成21年6月1日

◇ リース取引関係

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
-----	1. ファイナンス・リース取引
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	(1)所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの)
① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額	① リース資産の内容
器具備品	有形固定資産(器具備品)、無形固定資産(ソフトウェア)
取得価額相当額 1,453百万円	主として、コンピューター関連機器(サーバー等)であります。
減価償却累計額相当額 814	② リース資産の減価償却の方法
減損損失累計額相当額 —	重要な会計方針の「4. 固定資産の減価償却の方法」に記載したとおりであります。
期末残高相当額 639	(2)所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの)
② 未経過リース料期末残高相当額及びリース資産減損勘定期末残高	① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額
未経過リース料期末残高相当額	器具備品
1年以内 281百万円	取得価額相当額 1,343百万円
1年超 368	減価償却累計額相当額 980
合計 650	減損損失累計額相当額 —
リース資産減損勘定期末残高 一百万円	期末残高相当額 363
③ 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失	② 未経過リース料期末残高相当額及びリース資産減損勘定期末残高
支払リース料 332百万円	未経過リース料期末残高相当額
リース資産減損勘定の取崩額 —	1年以内 180百万円
減価償却費相当額 309	1年超 195
支払利息相当額 19	合計 375
減損損失 —	リース資産減損勘定期末残高 一百万円
④ 減価償却費相当額の算定方法	③ 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	支払リース料 296百万円
⑤ 利息相当額の算定方法	リース資産減損勘定の取崩額 —
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。	減価償却費相当額 276
	支払利息相当額 14
	減損損失 —
2. オペレーティング・リース取引	④ 減価償却費相当額の算定方法 (同左)
未経過リース料	⑤ 利息相当額の算定方法 (同左)
1年以内 4百万円	2. オペレーティング・リース取引
1年超 5	未経過リース料
合計 9	1年以内 6百万円
	1年超 3
	合計 9

◇ 有価証券関係

１．売買目的有価証券

前事業年度末 (平成20年３月31日)	当事業年度末 (平成21年３月31日)
該当事項はありません。	(同左)

２．満期保有目的の債券で時価のあるもの

前事業年度末 (平成20年３月31日)	当事業年度末 (平成21年３月31日)
該当事項はありません。	(同左)

３．子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

区分	前事業年度末 (平成20年３月31日)			当事業年度末 (平成21年３月31日)		
	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
関連会社株式	3,064	113,023	109,959	3,064	66,382	63,318
合計	3,064	113,023	109,959	3,064	66,382	63,318

４．その他有価証券で時価のあるもの

区分	前事業年度末 (平成20年３月31日)			当事業年度末 (平成21年３月31日)		
	取得原価 (百万円)	貸借対照表 計上額 (百万円)	差額 (百万円)	取得原価 (百万円)	貸借対照表 計上額 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの						
(1)株式	282	7,649	7,366	282	4,020	3,737
(2)債券(社債)	—	—	—	—	—	—
(3)その他(※１)	11,678	13,542	1,864	3,551	3,846	295
小計	11,961	21,192	9,231	3,834	7,867	4,032
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの						
(1)株式	—	—	—	—	—	—
(2)債券(社債)	—	—	—	—	—	—
(3)その他	5,906	5,362	△544	2,334	1,833	△500
小計	5,906	5,362	△544	2,334	1,833	△500
合計	17,868	26,554	8,686	6,168	9,701	3,532

- (※１) 前事業年度末において、投資有価証券に係る為替変動リスク及び価格変動リスクをヘッジするための為替予約取引及び株価指数先物取引についてヘッジ会計を適用しております。対応する繰延ヘッジ損失は353百万円（税効果会計適用後）であり、ヘッジ会計の適用要件を充足しなくなったためにヘッジ会計の中止として処理し、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで繰り延べている繰延ヘッジ利益103百万円（税効果会計適用後）との純額を貸借対照表に計上しております。
- 当事業年度末において、投資有価証券に係る為替変動リスク及び価格変動リスクをヘッジするための為替予約取引及び株価指数先物取引についてヘッジ会計を適用しております。対応する繰延ヘッジ利益は

249百万円（税効果会計適用後）であり、貸借対照表に計上しております。

5. 当事業年度中に売却したその他有価証券

区分	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
売却額	7,970百万円	11,200百万円
売却益の合計額	1,419百万円	1,085百万円
売却損の合計額	80百万円	1,471百万円

6. 時価評価されていない主な有価証券(上記2. 及び3. を除く)

区分	前事業年度末 (平成20年3月31日)	当事業年度末 (平成21年3月31日)
	貸借対照表計上額(百万円)	貸借対照表計上額(百万円)
(1) その他有価証券		
譲渡性預金	6,300	3,400
非上場株式	1,052	992
合計	7,352	4,392
(2) 子会社株式及び関連会社株式		
子会社株式	4,408	4,411
関連会社株式	8,267	8,267
合計	12,675	12,679

7. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の今後の償還予定額

前事業年度末(平成20年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
1. 債券				
(1) 国債・地方債等	—	—	—	—
(2) 社債	—	—	—	—
(3) その他	—	—	—	—
2. その他	6,300	—	6,813	—
合計	6,300	—	6,813	—

当事業年度末(平成21年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
1. 債券				
(1) 国債・地方債等	—	—	—	—
(2) 社債	—	—	—	—
(3) その他	—	—	—	—
2. その他	3,400	1	1,017	—
合計	3,400	1	1,017	—

(注) その他有価証券で時価のあるものについての減損処理にあたっては、当事業年度末時価が取得価額より30%以上下落したものについて、原則として下落額について評価減を行なうこととしております。

◇ デリバティブ取引関係

1. 取引の状況に関する事項

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
(1) 取引の内容及び利用目的 当社が利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引、株価指数先物取引及びスワップ取引であり、当社が保有する投資有価証券に係る為替変動リスク及び価格変動リスクを軽減するために利用しております。 なお、デリバティブ取引を利用して、ヘッジ会計を行っております。 ①ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段－為替予約、株価指数先物 ヘッジ対象－投資有価証券 ②ヘッジ方針 投資有価証券に係る為替変動リスク及び価格変動リスクをヘッジしております。 ③ヘッジ有効性評価の方法 為替変動リスク及び価格変動リスクのヘッジにつきましては、そのリスク減殺効果を、対応するヘッジ手段ならびにヘッジ対象ごとに定期的に把握し、ヘッジの有効性を確かめております。 (2) 取引に対する取組方針 デリバティブ取引については、将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。 (3) 取引に係るリスクの内容 為替予約取引は為替相場の変動によるリスクを、株価指数先物取引及びスワップ取引は価格の変動によるリスクを有しております。 (4) 取引に係るリスク管理体制 デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部で行っております。財務部長は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。また、取引結果及び損益状況については、定期的にヘッジ対象である投資有価証券の信託契約先から報告を受け、財務部で内容を検討しております。	(1) 取引の内容及び利用目的 (同左) ①ヘッジ手段とヘッジ対象 (同左) ②ヘッジ方針 (同左) ③ヘッジ有効性評価の方法 (同左) (2) 取引に対する取組方針 (同左) (3) 取引に係るリスクの内容 (同左) (4) 取引に係るリスク管理体制 (同左)

2. 取引の時価等に関する事項

（１）前事業年度末(平成20年３月31日)

区分	種類	契約額 (百万円)	契約額のうち １年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引 売建	2,691	—	2,787	△96
市場取引 以外の取引	スワップ取引 短期変動金利 受取・株価指 数変化率支払	4,663	—	△6	△6
合計		7,354	—	2,781	△102

（注）１．時価の算定方法

株価指数先物取引につきましては、期末の時価は取引所の最終の価格によっております。

スワップ取引につきましては、取引先金融機関から提示された価格によっております。

なお、スワップ取引の契約額は、想定元本に基づいて表示しております。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は除いております。

（２）当事業年度末(平成21年３月31日)

該当事項はありません。

なお、為替予約取引及び株価指数先物取引を行っておりますが、いずれもヘッジ会計を適用し

ておりますので注記の対象から除いております。

◇ 退職給付関係

前事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として適格退職年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 退職給付債務に関する事項(平成20年3月31日)

イ. 退職給付債務	△13,227百万円
ロ. 年金資産	5,569
ハ. 未積立退職給付債務(イ+ロ)	△7,657
ニ. 会計基準変更時差異の未処理額	—
ホ. 未認識数理計算上の差異	2,037
ヘ. 未認識過去勤務債務(債務の増額)	260
ト. 貸借対照表計上額純額(ハ+ニ+ホ+ヘ)	△5,359
チ. 前払年金費用	—
リ. 退職給付引当金(ト+チ)	△5,359

3. 退職給付費用に関する事項(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

イ. 勤務費用	529百万円
ロ. 利息費用	262
ハ. 期待運用収益	△148
ニ. 会計基準変更時差異の費用処理額	—
ホ. 数理計算上の差異の費用処理額	243
ヘ. 過去勤務債務の費用処理額	16
ト. 退職給付費用(イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ)	904
チ. その他(注)	46
計	951

(注) 確定拠出年金への掛金支払額であります。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

イ. 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
ロ. 割引率	2.1%
ハ. 期待運用収益率	2.5%
ニ. 過去勤務債務の額の処理年数	18年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、費用処理することとしております。)
ホ. 数理計算上の差異の処理年数	(1) 退職一時金に係るもの 1年(発生時の翌期に費用処理することとしております。) (2) 適格退職年金に係るもの 18年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、翌期から費用処理することとしております。)
ヘ. 会計基準変更時差異の処理年数	該当はありません。

当事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

当社は、平成20年12月31日付で退職一時金制度から確定拠出年金制度への移行を目的とした退職一時金制度の一部廃止ならびに平成21年1月1日付で適格退職年金制度から確定給付型企业年金制度への移行を目的とした退職一時金・年金制度の改訂を行いました。

2. 退職給付債務に関する事項(平成21年3月31日)

イ. 退職給付債務	△11,783百万円
ロ. 年金資産	5,456
ハ. 未積立退職給付債務(イ+ロ)	△6,327
ニ. 会計基準変更時差異の未処理額	—
ホ. 未認識数理計算上の差異	2,400
ヘ. 未認識過去勤務債務(債務の増額)	△693
ト. 貸借対照表計上額純額(ハ+ニ+ホ+ヘ)	△4,620
チ. 前払年金費用	—
リ. 退職給付引当金(トーチ)	△4,620

3. 退職給付費用に関する事項(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

イ. 勤務費用	611百万円
ロ. 利息費用	277
ハ. 期待運用収益	△139
ニ. 会計基準変更時差異の費用処理額	—
ホ. 数理計算上の差異の費用処理額	300
ヘ. 過去勤務債務の費用処理額	3
ト. 退職給付費用(イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ)	1,053
チ. その他(注)	70
計	1,124

(注) 確定拠出年金への掛金支払額であります。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

イ. 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
ロ. 割引率	2.1%
ハ. 期待運用収益率	2.5%
ニ. 過去勤務債務の額の処理年数	16年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、費用処理することとしております。)
ホ. 数理計算上の差異の処理年数	(1) 退職一時金に係るもの 1年(発生時の翌年に費用処理することとしております。) (2) 退職年金に係るもの 16年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、翌期から費用処理することとしております。)
ヘ. 会計基準変更時差異の処理年数	該当はありません。

(追加情報)

基準となる従業員の平均残存勤務期間が減少したことにより、過去勤務債務の額の処理年数および退職年金に係る数理計算上の差異の処理年数を18年から16年に変更しております。この変更に伴う影響額は軽微であります。

◇ 税効果会計関係

前事業年度末 (平成20年3月31日)		当事業年度末 (平成21年3月31日)	
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	百万円	繰延税金資産	百万円
退職給付引当金損金算入限度超過額	2,197	退職給付引当金	1,894
所有株式税務簿価通算差異	884	所有株式税務簿価通算差異	884
ゴルフ会員権評価減	508	投資有価証券評価減	616
投資有価証券評価減	673	ゴルフ会員権評価減	510
減価償却超過額	273	賞与引当金	442
子会社株式売却損	196	未払確定拠出年金掛金	328
賞与引当金損金算入限度超過額	709	タックスヘイブン税制	271
事業税	350	減価償却超過額	262
時効後支払損引当金	191	子会社株式売却損	196
繰延ヘッジ損失	173	時効後支払損引当金	189
その他	107	その他	85
繰延税金資産計	6,266	繰延税金資産小計	5,682
繰延税金負債		評価性引当金	△1,924
有価証券評価差額金	3,561	繰延税金資産計	3,757
繰延税金負債計	3,561	繰延税金負債	
繰延税金資産(純額)	2,705	繰延ヘッジ利益	173
		有価証券評価差額金	1,448
		繰延税金負債計	1,621
		繰延税金資産(純額)	2,136
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率	41.0%	法定実効税率	41.0%
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.4%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.6%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.6%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△7.0%
住民税等均等割	0.0%	住民税等均等割	0.0%
タックスヘイブン課税	4.7%	タックスヘイブン税制	△0.1%
外国税額控除	△1.1%	外国税額控除	△5.9%
その他	0.9%	評価性引当金の増減額	16.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	43.3%	その他	△0.7%
		税効果会計適用後の法人税等の負担率	44.1%

◇ 関連当事者情報

前事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1. 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上の関係				
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	182,799	持株会社	(被所有) 直接 100%	兼任 3人	資産の賃貸借等	資金の貸付 (*1)	57,000	—	—
								資金の回収	71,000	—	—
								貸付金利息 の受入	33	—	—

2. 役員及び個人主要株主等
該当はありません。

3. 子会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上の関係				
関連会社	株式会社野村総合研究所	東京都千代田区	18,600	情報サービス業	(所有) 直接 21.8%	なし	サービス・製品の購入	自社利用のソフトウェア開発の委託(*2)	6,161	未払費用	74

4. 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
						役員の 兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	野村証券株式会社	東京都中央区	10,000	証券業	—	兼任 1人	当社投資信託の募集の取扱及び売上の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*3)	41,864	未払手数料	4,990
親会社の子会社	野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社	東京都千代田区	400	投資顧問業	—	なし	当社投資信託の運用委託	投資信託の運用に係る投資顧問料の支払(*4)	7,261	未払費用	1,949

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は受入れておりません。また、当事業年度中に全額返済されたため、期末残高はありません。

(*2) ソフトウェア開発については、調査・研究に要する費用や開発工数等を勘案し、総合的に決定しております。

(*3) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

(*4) 投資信託の運用に係る投資顧問料については、一般取引条件と同様に決定しております。

当事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

(追加情報)

当事業年度から平成18年10月17日公表の、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第11号）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準第13号）を適用しております。

なお、開示対象範囲に影響はありません。

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	321,764	持株会社	(被所有) 直接 100%	資産の賃貸借等	資金の借入(*1)	228,500	短期借入金	12,000
							資金の返済	216,500		
							借入金利息の支払	168	未払費用	1

(イ) 関連会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
関連会社	株式会社野村総合研究所	東京都千代田区	18,600	情報サービス業	(所有) 直接 22.3%	サービス・製品の購入	自社利用のソフトウェア開発の委託(*2)	10,001	未払費用	79

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
親会社の子会社	野村証券株式会社	東京都中央区	10,000	証券業	—	当社投資信託の募集の取扱及び売上の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*3)	28,694	未払手数料	2,628

親会社の子会社	野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社	東京都千代田区	400	投資顧問業	—	当社投資信託の運用委託	投資信託の運用に係る投資顧問料の支払 (*4)	4,926	未払費用	1,064
---------	----------------------------	---------	-----	-------	---	-------------	----------------------------	-------	------	-------

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(*2) ソフトウェア開発については、調査・研究に要する費用や開発工数等を勘案し、総合的に決定しております。

(*3) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

(*4) 投資信託の運用に係る投資顧問料については、一般取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス(株)（東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

当事業年度において、重要な関連会社は(株)野村総合研究所及び野村土地建物(株)であり、その要約財務諸表は以下のとおりであります。

	(百万円)	
	(株)野村総合研究所	野村土地建物(株)
流動資産合計	106,717	1,407
固定資産合計	234,028	77,297
流動負債合計	76,798	7,947
固定負債合計	79,131	11,845
純資産合計	184,815	58,910
売上高	324,697	2,744
税引前当期純利益	38,648	2,947
当期純利益	20,583	2,564

◇ 1株当たり情報

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	
1株当たり純資産額	16,811円16銭	1株当たり純資産額	12,453円43銭
1株当たり当期純利益	2,356円90銭	1株当たり当期純利益	1,285円61銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たり当期純利益の算定上の基礎		1株当たり当期純利益の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益	12,139百万円	損益計算書上の当期純利益	6,621百万円
普通株式に係る当期純利益	12,139百万円	普通株式に係る当期純利益	6,621百万円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳		普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。		該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	5,150,693株	普通株式の期中平均株式数	5,150,693株

中間財務諸表

◇中間貸借対照表

		平成21年9月30日現在
区分	注記 番号	金額(百万円)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金		561
金銭の信託		39,406
有価証券		3,200
短期貸付金		519
未収委託者報酬		10,926
未収収益		3,015
繰延税金資産		893
その他		239
貸倒引当金		△6
流動資産計		58,755
固定資産		
有形固定資産	※ 1	2,136
無形固定資産		12,282
ソフトウェア		12,278
その他		3
投資その他の資産		29,202
投資有価証券		12,526
関係会社株式		15,739
繰延税金資産		220
その他		716
貸倒引当金		△0
固定資産計		43,620
資産合計		102,375

		平成21年9月30日現在
区分	注記 番号	金額(百万円)
(負債の部)		
流動負債		
関係会社短期借入金		17,000
未払収益分配金		4
未払償還金		79
未払手数料		4,823
その他未払金	※ 2	946
未払費用		6,468
未払法人税等		578
賞与引当金		1,371
その他		137
流動負債計		31,409
固定負債		
退職給付引当金		4,603
時効後支払損引当金		463
その他		332
固定負債計		5,399
負債合計		36,808
(純資産の部)		
株主資本		61,922
資本金		17,180
資本剰余金		11,729
資本準備金		11,729
利益剰余金		33,012
利益準備金		685
その他利益剰余金		32,327
別途積立金		24,606
繰越利益剰余金		7,721
評価・換算差額等		3,644
その他有価証券評価差額金		3,516
繰延ヘッジ損益		127
純資産合計		65,567
負債・純資産合計		102,375

◇中間損益計算書

		自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日
区分	注記 番号	金額(百万円)
営業収益		
委託者報酬		36,849
運用受託報酬		4,504
その他営業収益		32
営業収益計		41,385
営業費用		
支払手数料		17,083
調査費		9,487
その他営業費用		2,304
営業費用計		28,875
一般管理費	※ 1	11,875
営業利益		634
営業外収益	※ 2	4,058
営業外費用	※ 3	133
経常利益		4,559
特別利益	※ 4	195
特別損失	※ 5	35
税引前中間純利益		4,719
法人税、住民税及び事業税		890
法人税等調整額		110
中間純利益		3,718

◇中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間

(単位：百万円)

	自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日
株主資本	
資本金	
前期末残高	17,180
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	—
当中間期末残高	17,180
資本剰余金	
資本準備金	
前期末残高	11,729
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	—
当中間期末残高	11,729
資本剰余金合計	
前期末残高	11,729
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	—
当中間期末残高	11,729
利益剰余金	
利益準備金	
前期末残高	685
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	—
当中間期末残高	685
その他利益剰余金	
別途積立金	
前期末残高	24,606
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	—
当中間期末残高	24,606
繰越利益剰余金	
前期末残高	7,608
当中間期変動額	
剰余金の配当	△3,605
中間純利益	3,718
当中間期変動額合計	112
当中間期末残高	7,721
利益剰余金合計	
前期末残高	32,900

当中間期変動額	
剰余金の配当	△3,605
中間純利益	3,718
当中間期変動額合計	112
当中間期末残高	33,012
株主資本合計	
前期末残高	61,810
当中間期変動額	
剰余金の配当	△3,605
中間純利益	3,718
当中間期変動額合計	112
当中間期末残高	61,922
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	2,084
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	1,432
当中間期変動額合計	1,432
当中間期末残高	3,516
繰延ヘッジ損益	
前期末残高	249
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△121
当中間期変動額合計	△121
当中間期末残高	127
評価・換算差額等合計	
前期末残高	2,333
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	1,310
当中間期変動額合計	1,310
当中間期末残高	3,644
純資産合計	
前期末残高	64,143
当中間期変動額	
剰余金の配当	△3,605
中間純利益	3,718
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	1,310
当中間期変動額合計	1,423
当中間期末残高	65,567

[中間財務諸表作成の基本となる重要な事項]

	自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日
1 有価証券の評価基準及び評価方法	子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法 その他有価証券 時価のあるもの…中間決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております) 時価のないもの…移動平均法による原価法
2 デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法	時価法
3 運用目的の金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
4 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法によっております。 (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間に基づく定額法によっております。
5 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 賞与の支払に備えるため、支払見込額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。
6 リース取引の処理方法	リース取引開始日が平成20年4月1日より前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

	自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日
7 ヘッジ会計の方法	(1) ヘッジ会計の方法 ヘッジ会計は、原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る損益を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで資産または負債として繰り延べる方法によっております。 (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段－為替予約、株価指数先物 ヘッジ対象－投資有価証券 (3) ヘッジ方針 投資有価証券に係る為替変動リスク及び価格変動リスクをヘッジしております。 (4) ヘッジ有効性評価の方法 為替変動リスク及び価格変動リスクのヘッジにつきましては、そのリスク減殺効果を、対応するヘッジ手段ならびにヘッジ対象ごとに定期的に把握し、ヘッジの有効性を確かめております。
8 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。
9 連結納税制度の適用	連結納税制度を適用しております。

[注記事項]

◇中間貸借対照表関係

平成21年9月30日現在
※1 有形固定資産の減価償却累計額 1,614百万円 ※2 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他未払金」に含めて表示しております。

◇中間損益計算書関係

自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 9 月30日	
※ 1 減価償却実施額	
有形固定資産	360百万円
無形固定資産	1,765百万円
長期前払費用	3百万円
※ 2 営業外収益のうち主要なもの	
受取配当金	2,569百万円
金銭の信託運用益	1,364百万円
※ 3 営業外費用のうち主要なもの	
支払利息	54百万円
※ 4 特別利益の内訳	
投資有価証券売却益	72百万円
株式報酬受入益	122百万円
※ 5 特別損失の内訳	
投資有価証券売却損	23百万円
投資有価証券等評価損	0百万円
固定資産除却損	12百万円

◇中間株主資本等変動計算書関係

自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 9 月30日				
1 発行済株式に関する事項				
株式の種類	平成21年 3 月末	増加	減少	平成21年 9 月末
普通株式	5,150,693株	—	—	5,150,693株
2 配当に関する事項				
配当金支払額				
平成21年 5 月28日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。				
・ 普通株式の配当に関する事項				
(1) 配当金の総額	3,605百万円			
(2) 1 株当たり配当額	700円			
(3) 基準日	平成21年 3 月31日			
(4) 効力発生日	平成21年 6 月 1 日			

◇リース取引関係

自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日	
1 ファイナンス・リース取引	
(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの) 該当事項はありません。	
(2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引(通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの)	
① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額	
	有形固定資産（器具備品）
取得価額相当額	1,330百万円
減価償却累計額相当額	1,076
中間期末残高相当額	254
② 未経過リース料中間期末残高相当額	
1年内	121百万円
1年超	141
合計	263
③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額	
支払リース料	116百万円
減価償却費相当額	108
支払利息相当額	4
④ 減価償却費相当額の算定方法	
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	
⑤ 利息相当額の算定方法	
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。	
2 オペレーティング・リース取引	
未経過リース料	
1年内	7百万円
1年超	5
合計	12

◇有価証券関係

当中間会計期間末(平成21年9月30日)

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの：該当事項はありません。

2 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

	中間貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
関連会社株式	3,064	92,631	89,567
合計	3,064	92,631	89,567

3 その他有価証券で時価のあるもの

種類	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表 計上額(百万円)	差額(百万円)
(1) 株式	282	6,324	6,041
(2) その他(※)	5,328	5,247	△81
合計	5,611	11,572	5,960

(※) 当中間会計期間末において、投資有価証券に係る為替変動リスク及び価格変動リスクをヘッジするための為替予約取引及び株価指数先物取引についてヘッジ会計を適用しております。対応する繰延ヘッジ利益は127百万円(税効果会計適用後)であり、貸借対照表に計上しております。

4 時価評価されていない主な有価証券(上記1及び2を除く)

	中間貸借対照表計上額(百万円)
(1) 子会社株式及び関連会社株式	12,675
(2) その他有価証券	
譲渡性預金	3,200
非上場株式	954

(注) その他有価証券で時価のあるものについての減損処理にあたっては、中間会計期間末時価が取得価額より30%以上下落したものについて、原則として下落額について評価減を行なうこととしております。

◇デリバティブ取引関係

当中間会計期間末(平成21年9月30日)

該当事項はありません。

なお、為替予約取引及び株価指数先物取引を行っておりますが、いずれもヘッジ会計を適用し

ておりますので注記の対象から除いております。

◇1株当たり情報

自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日	
1株当たり純資産額	12,729円78銭
1株当たり中間純利益	721円90銭
(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益につきましては、新株予約権付社債等潜在株式がないため、記載しておりません。	
2. 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。	
中間純利益	3,718百万円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る中間純利益	3,718百万円
期中平均株式数	5,150千株

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④ 委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1)定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託者

(a)名称	(b)資本金の額*	(c)事業の内容
-------	-----------	----------

三菱UFJ信託銀行株式会社 (再信託受託者：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。
--	------------	--

※平成22年1月末現在

(2)販売会社

(a)名称	(b)資本金の額*	(c)事業の内容
香川証券 株式会社	555百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
浜銀T T証券株式会社	3,307百万円	
野村證券 株式会社※	10,000百万円	
株式会社 きらやか銀行	17,700百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社 横浜銀行	215,628百万円	

※平成22年1月末現在

※ 野村證券株式会社は、新規の募集・販売は行ないません。

(3)投資顧問会社

(a)名称	(b)資本金の額*	(c)事業の内容
NOMURA CORPORATE RESEARCH AND ASSETMANAGEMENT INC. (ノムラ・コーポレート・リサーチ・アンド・アセット・マネージメント・インク)	42,000,000ドル	米国の1940年投資顧問法に基づき合衆国証券取引委員会(SEC)に登録され当該法律の定める範囲内で行なう投資顧問業およびそれに付随する一切の業務を営んでいます。
WestLB Mellon Asset Management Kapitalanlagegesellschaft mbH (ウエストエルビー メロン アセット マネジメントKAG)	10,300,000ユーロ	ドイツの投資信託法(Gesetz über Kapitalanlagegesellschaften)及び投資顧問法(Investmentgesetz)に基づき、資産運用業務を行なっています。

※平成21年12月末現在

2【関係業務の概要】

(1)受託者

ファンドの受託会社(受託者)として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行ないます。なお、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行ないます。

<再信託受託者の概要>

名称 : 日本マスタートラスト信託銀行株式会社
 資本金 : 10,000百万円
 事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2)販売会社

ファンドの取扱販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行ない、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行ないます。

(3)投資顧問会社

委託会社から運用の指図に関する権限の一部委託を受け、信託財産の運用の指図を行ないます。

3【資本関係】（持株比率5.0%以上を記載します。）**(1)受託者**

該当事項はありません。

(2)販売会社

該当事項はありません。

(3)投資顧問会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

当計算期間において提出された、ファンドに係る金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は以下の通りです。

平成21年7月31日	有価証券届出書の訂正届出書
平成21年8月11日	臨時報告書
平成21年9月29日	有価証券届出書、有価証券報告書
平成21年11月6日	有価証券届出書の訂正届出書
平成21年11月11日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成20年6月30日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 高尾幸治 印指定社員
業務執行社員 公認会計士 英公一 印指定社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤志保 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第49期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年6月22日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 英 公 一 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊 藤 志 保 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第50期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成21年11月30日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 英 公 一 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊 藤 志 保 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第51期事業年度の中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

平成21年8月20日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

英 公 一 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

伊 藤 志 保 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている米欧 ハイ・インカムオープンの平成21年1月6日から平成21年7月6日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、米欧 ハイ・インカムオープンの平成21年7月6日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年2月17日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

英 公 一 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

伊 藤 志 保 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている米欧 ハイ・インカムオープンの平成21年7月7日から平成22年1月5日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、米欧 ハイ・インカムオープンの平成22年1月5日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)